

民間資金等活用事業推進委員会

第12回合同部会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第12回合同部会議事次第

日 時： 平成12年9月5日（火） 17:00～20:15

場 所： 永田町合同庁舎5階第一会議室

1. 各WG座長からの報告
2. その他

出席者

【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、前田部会長代理、小幡委員、高橋委員
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、山下専門委員

【関係機関出席者】

大石政策企画官（建設省）、田中課長補佐（通商産業省）、松本公共住宅事業
調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、小林技監（千
葉県）、小山課長（東京都）、古谷課長（神奈川県）、三上次長（千葉市）

【事務局】

新原民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

西野部会長 それでは、ただいまより民間資金等活用事業推進委員会の第12回合同部会を開催いたします。

前回7月27日の第11回の合同部会において、ガイドラインの検討の中間報告を各ワーキンググループからいただきまして、合同部会としての議論をしておりますが、その後さらに各ワーキンググループにおいて、たたき台の案の作成に向けた検討が進められております。ガイドラインを作成をする三つの分野のうち、議論が残っている部分がありまして、ワーキンググループとしてのたたき台の最終案までは至っていない分野ありますが、本日は各ワーキンググループのたたき台の現段階での案を示していただき、合同部会全体としての意見交換を行いたいと思います。

今後、各関係省庁との協議も行った上で、できる限り速やかにガイドラインのたたき台を公表し、広く意見を募り、議論を詰めていきたいと考えております。議事の進行役は私が務めさせていただきます。

本日の進め方ですが、三つのワーキンググループごとに座長からの報告と議論を続けて行いたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、第1ワーキンググループのPFI事業実施プロセスに関するガイドラインたたき台(案)から始めますが、まず私から簡単に説明をさせていただきたいと思います。これが第1ワーキンググループの今までの結果をまとめたものでございます。

最初に書いてありますのは、プロセスのステップが分かり易いように示したものでございます。それからその後続きますものが、今まで合計6回行いましたワーキンググループの検討をまとめたものです。前回の合同部会で御紹介しましたように、パンフレットのプロセス部分に留意点を加える形でガイドラインのたたき台を作成しております。

簡単に要点だけ申し上げますと、ステップ1.事業の発案、1-1の「PFI事業の検討」では、実施方針の策定に至るまでの検討について多少解説をしております。右端の方に点線がございますが、その点線の横に書いてあるのは、そこに書いてある内容の基になっております法律、あるいは基本方針のどこを受けているかということがわかるように注釈として付けてあります。

(1)はPFI事業の検討に当たりまして、実施すべき事業が想定されていることが前提であるということ、(2)はPFI事業として実施すべき事業について書いてあります。(3)は早期に着手すべき事業についての留意点を書いてございます。(4)はPFI事業の範囲の明確化、それから民間収益施設を併設する場合の経営リスクの分離等について、(5)はスケジュール設定上の配慮を書いてあります。(6)は外部コンサルタント、アドバイザーや活用する場合の留意点を、少しデリケートな問題ですが書いてあります。(7)は民間発案への積極的対応について書いてあります。これは基本方針を受けてあります。

それから、1-2の「民間事業者からの発案」でございまして、これは発案に対する対応についての解説を少し加えたというものです。(1)は民間発案に対する体制の整備と適切な対応をとるための措置、(2)は民間発案による事業実施についても自らの発案と同様の

手続をとることと、その場合の留意点というのを書いております。(3)は発案不採用の場合の通知などについて述べております。

2 - 1として「実施方針の策定及び公表」では、実施方針の策定・公表の手続についての解説というのを加えております。(1)は実施方針の策定・公表は特定事業の選定の前に行わなければならないこと。なるべく早い段階で行うこと等について書いてございます。(2)は実施方針に定めるものとして法律で規定されている事項を示しております。

2 - 2の「実施方針策定に当たっての留意事項」ですが、(1)は実施方針の中で明らかにすべき事項や順次詳細化ができることを、(2)では市場調査を行う場合の留意点、(3)で実施方針に対する民間事業者の意見の受け、民間事業者の意見等による実施方針の変更などについて書いております。(4)は順次詳細化した実施方針や変更した実施方針の公表について書いております。

ステップ3．特定事業評価・選定・公表でございますが、3 - 1の「特定事業の評価・選定」では、特定事業の選定における評価について解説しております。これについては別途VFMに関するガイドラインで詳細に解説することになっておりますので、ここでは基本方針に基づいた記述にとどめております。

3 - 2の「選定結果の公表」でございますが、ここでは結果等の公表について基本方針を受けて書いておまして、(1)の では、VFMの公表について、第2ワーキンググループの検討と調整の上、同様の内容を記載しております。

3 - 3では、公的財政負担の見込額の算定及び公共サービスの水準の評価の客観性及び透明性の向上について、記述しております。

ステップ4．民間事業者の募集、評価・選定・公表の、4 - 1「民間事業者の募集、評価・選定」では、民間事業者の募集、評価・選定手続について、大きく3つの部分に分けて解説をしております。

民間事業者の選定は、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合とそうでない場合がございますが、全体に共通な事項をまず基本的な考え方として記述しております。

(1)は基本方針で述べました留意点に加え、契約の締結に要する期間の確保や応募者の負担の軽減について、(2)は創意工夫の発揮に対する留意点、(3)は評価の留意点でございます。(4)は提案の準備期間等の確保、(5)は応募者の負担の軽減への対応策、(6)は募集に当たっての契約書案の添付と支払い方法等の明示、(7)は質問・回答についての留意点、(8)は資金調達計画の報告、(9)はPFI事業の実施に当たり、新たに法人を設立することが想定される場合の留意点について述べております。

その次に、会計法令の適用を受ける場合の留意点を記述してございます。

(10)の は一般競争入札の原則、 はいわゆる総合評価一般競争入札について書いてあります。 は資格要件に関する問題。 は応募者の負担の軽減にも配慮した、事前資格審査に関すること。これによりまして、しかるべき事業者のみが詳細な事業計画を作成して入札に参加できるようにすること。 は低価格による入札への対応について触れておりま

す。 は入札後、入札価格や入札の際示した契約内容は変更できないことというのを書いてございます。さらに、随意契約ができる場合のことについても多少触れております。

最後に審査方法について、外部コンサルタント等を活用する場合や審査委員会を設ける場合の留意点について少し述べております。

4 - 2の「民間事業者の選定結果の公表」では、選定結果の公表についての解説をしておりまして、(1)は結果の速やかな公表、(2)は資料の公表、(3)は選定されなかった理由の説明の機会、(4)は選定された事業者についてのV F Mの公表について述べております。

4 - 3の「民間事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合」では、民間事業者の募集をしたが、選定に至らず、特定事業の選定を取り消すことについて解説をしております。(1)は民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があること、(2)はその場合の公表の問題、(3)は取り消した後の適切な対応について述べております。

ステップ5以降については、もともと基本方針で相当詳細に記載されていること、それから別途協定についてのガイドラインの検討が必要なくらいの部分であることから、ほとんど基本方針に沿って示しております。

5 - 2の「協定等の公開」ですが、これはヒアリングで意見のあった公共側と金融機関との取り決めの公開についても示しております。

また、ステップ6の(3)は、前に合同部会で御意見のあった監視等の結果の住民等に対する公開について示しております。

大ざっぱな説明ですが、横に注釈の付いていないところが解説を新たに加えた箇所ということで見ていただければよろしいかと思えます。

今日の資料の取扱いでございますが、資料は審議の途中にあるものということで、ガイドラインについての検討状況に照らしまして、適切な時点で公表することとし、当面非公開の取扱いとしたいと思えます。この後の御説明に関する資料についても同様に当面非公開の取扱いとしたいと思えます。

それでは、ご議論をしていただきたいと思えます。第1ワーキンググループに御参加以外の方々の御意見も大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。いつものとおり御自由に発言をいただきたいと思えます。

A 専門委員 私の方から、三点ほどお話を聞かせていただきたいと思えます。

一点目はステップ1. 事業の発案というのがあるのですが、この1 - 1の(1)で、*印で「公共施設等の整備等とは・・・」とございまして、「公共施設等の建設、維持管理若しくは運営」となっているわけです。これは実は経済企画庁での研究会の中でも議論があったわけですが、建設の前に設計という言葉を書いていたということで、経済企画庁の研究会の報告書にはそういうふうになっているわけですが、基本方針のところ、やはりこの公共施設等の整備等の定義がございまして、一番最初の言葉が出てくるところ、それは基本方針にも出てくるわけですが、ここでも「公共施設等の建設、維持管理若しくは」ということで、ここでは設計という言葉は入っておりません。ただ、同じ基本方針でP F

I事業が次のような成果をもたらすものとされるということで、そこに第一はということで、このPFI事業の成果というところが文章で書かれておりますけれども、そこに建設で(設計を含む)ということで、設計というものについての考え方が示されているのではないかというふうに思っております。今回のガイドラインにおいては、設計という言葉をここで入れるか、どこで入れるかというのは検討があるかと思うんですが、その点を御検討いただければというふうに思っております。

西野部会長 設計を入れるというのは、確かに経済企画庁で議論をしたときに、明確に入れようということになっておりましたね。これは法律を引用しているだけなので、入れても別に構いませんね。

事務当局 定義をそのままここに書く関係上、法律と違った表現はどうかということがありまして、基本方針の一番最初の定義のところもそうなっていると思うんです。ただ、企画を含むというところで、そういうものも含めて法律としては読んでいるのかなと思うんですけれども、一応ここは法律に出てくる定義そのものを書かせていただいたということでございます。

西野部会長 これはどこかにうまく入れられますか。それは入れた方がいいというのは多分皆さん一致しておりますでしょう。

A専門委員 これはガイドラインということでございますので、そういう意味でなおさら、ここでなくてはならないということはないんですが、どこかで必ずそれを、読んだ方が分かるようにしていただきたいなというのがあるんです。

西野部会長 工夫をさせていただきたいと思います。

A専門委員 先ほどお話がございましたように、ワーキンググループの方では一度確認されているんですが、この場を借りてもう一度確認をさせていただきたい。4-1(10)の次の段落「会計法令の適用を受ける契約に基づくPFI事業においては」というところですが、一般競争入札が原則であるということで、総合評価一般競争入札ということでPFI事業が推進される、その制度で公募が行われて、そこで1社が、あるいは1グループが落札者ということで選ばれて、その落札者と発注者との間で協議が始まるということは理解できるわけです。その場合に協議が不調となった後という点なんですけど、一応確認なんですけれども、協議が不調となったときというのは、例えば地方自治法施行令第167条の2第1項第7号「落札者が契約を締結しないとき」に該当するということだと思います。落札者が契約を締結しないときということで、ここで随契によることができるということで、総合評価一般競争入札の競争の考え方から随契という形になるということで理解しております。その場合では、落札者との間で契約が締結できなかったわけですから、次に発注者との間で協議を行う企業はどこかという判断があるかと思うんですが、その場合の判断としましては、落札者が出していた価格がそこに今あるわけですが、その価格に第2順位、第3順位の企業がその価格に合わせる。結果としてはその価格までは引き下げることがあった場合には、その価格を引き下げた企業との間で発注者が協議を

行って、まとめれば、そこで契約となるということではないかと理解しておりますので、その点確認させていただきたい。

それからもう一点は、不調の原因として融資契約の関係で、金融機関との間で融資契約が不調に終わった場合、すなわち、その融資契約がまとまらなかった。PFI事業者として予定していた企業との間で金融契約がまとまらなかった場合には、それは不調と判断していただくということで、これも確認させていただければと思います。

西野部会長 私が理解した範囲では、大体おっしゃられるとおりだと理解をしております。PFIの場合には価格だけではないものですから、総合評価方式で何らかの方法で点数付けをした上で落札した場合にという議論だったような気がしております。

B 専門委員 私、出ていましたので細かいことを言うつもりは全くないのですが、大枠としてはよろしいんじゃないかと思います。ちょっと全体との絡みで、特にステップ5、何らかの形で推進委員会としての留意事項が必要じゃないかと思います。というのは、ステップ5は基本方針の内容ほとんどそのままございまして、従前、新聞記者会見等々で協定・リスク分担、プロセス、VFMと別途ガイドラインをつくる旨委員会としての見解を出しているはずですが、ただ、ご覧いただきますように、第3ワーキンググループではやはり議論がどうございまして、協定等というのは今回のガイドラインに含めず将来事項にしているわけです。ですけれども、やはり一般から見ますと、このステップ5は、基本方針の内容はプロセスのみならず、協定の内実まで入っているわけです。これがガイドラインとしての協定等か、全く基本方針として変わらないんじゃないかと思われる可能性がございますので、どこかにガイドラインの前文、若しくは付記事項として、協定等は継続事項として推進委員会として別途ガイドラインをつくる。こういうものの中でステップ5というのを位置付ける必要があるんじゃないでしょうか。

西野部会長 今の話は、これも私の理解では皆さんと同じじゃないかと思うんですが、ガイドラインというのは、取りあえず、まずまとまった範囲で出す。経験も踏まえ改定していくという、そういう位置付けになっていたと思いますが、その辺は前文に書くのかという気がいたしました。

C 委員 今の点に関して、前文がありますので、三つ用意しているわけです。その前文が付くと思いますが、今の御趣旨を前文に盛っておかれた方がいいんじゃないかと思うんです。

西野部会長 それは恐らく皆さんがそういう認識だったと思います。前文の方で、取りあえず経験を踏まないということがございますので、そういうガイドラインだという理解で、場合によっては、基本方針そのままに書いているところもありますが、検討が進んだらということ。

C 委員 A 専門委員のおっしゃったことと関連するんですが、確かワーキンググループの議論では不調になって、随意契約に行く場合と、もう一遍再入札をする。ただ、それはそんなに手間がかからないで、似たようなことをもう一遍やって、次の業者を選ぶという

ステップもあったかと思いますが、その部分を多少触れておかれると、流れ図がわかり易いかと思うんです。

西野部会長 A 専門委員、今の件はどうか。

A 専門委員 基本的に私どもがガイドラインに期待しているのは、これは行政サイドも民間サイドもそうですけれども、できるだけプロセスがはっきり見えるということだと思うんです。あまり個人的な判断が出ない。そういう面では不調となった後というところで、私の方で申し上げた随意契約になるということが一つあるわけですし、それから今、C 委員からございましたように、再入札ということも当然あるわけです。ですから、その辺のところをどういうふうにここで書いていただくかというのは、先ほど部会長の方からもあったわけですが、このままであるよりも、やはりある意味では解説をしていただいた方が、行政の方も民間の方も分かり易いのではないかと思います。今のC 委員の御意見に関しては、そちらの方が容易だというふうに行政が判断されれば、そうされるでしょうし、そうでなければ随意契約の形で協議が進むということだと思うんです。

D 委員 既存の今までの一般競争入札がつい頭にありまして、普通、私が知っているのは入札が不調に終わったときに、続けてもう1 回入札をして、その後で随意契約をやる。随意契約がまとまらなければ、P F I の場合は公共側が実施する。そういうふうにとってしまったんですけれども。

A 専門委員 どちらを選ぶかは行政サイドの判断だと思うんです。ですから、一般競争入札から、地方自治法施行令第167 条の2 第1 項に基いて、そのまま随意契約の方へ入っていただくというようなことも可能ですし、あるいは別のもう一つの方法、選択肢としてはもう一度再入札する。それは行政サイドの判断で出てくるんじゃないかと思います。

C 委員 典型的な例は、今、A 専門委員がおっしゃったように、条件が決まっていますので、つまり価格を落とさないといけない。そうすると、条件がそこまでいかない場合には、またやり直して短時間の内に再入札をして次の業者を選ぶというのが議論があったところだと思います。

D 委員 それは法令上どうですか。

事務当局 会計法令上でいきますと、まず入札をしたけれども、誰も落札ができなかったという場合には、選択肢として再度入札をするという場合と、これもできるということですから、それをやらなければならないということではありません。そういうケースと、それから随意契約によってやるというケースと両方ございます。もちろん、それは両方とも「できる」ということですから、両方やらずに、このままだったらだめだと、どちらの方法でもだめだということであれば、最初の段階に戻って、もう1 回根本から入札を考え直すという選択肢ももちろんございます。

関係機関出席者 今、事務当局の方がおっしゃったとおりですけれども、実際に入札をしていただいて開札をしたときに、例えば、予定価格よりも下回った方がいらっしやらない場合、通常はもう1 回その場で再入札を行います。1 回ないし2 回やりませう。

例えば2回やって、とてもいけないということになれば、もう1回入札日を変えて、条件を含めて変えて、再度、公告して入札をするというのが通常なされているやり方です。そこで落札者が誰もいない、1回の入札で誰もいないと判断して、そこで止めることはこれまでの通常のものではほとんどないと思います。

事務当局 不調というのは一応両方ありまして、落札者がそもそもいない場合と落札者が契約を辞退するという場合と両方ありまして、両方とも随意契約によってやるということが可能なケースになっております。ただし、その場合には、落札者が実際にいたけれども、別の人と随契をするという場合には、価格の条件は、基本的にはその価格以下でないといけないということがございます。

西野部会長 A専門委員が言われたのは、このままで読むと、再度入札をやってもいいというのがなかなか読みにくいと、そういうふうに理解してよろしいですか。

A専門委員 その辺のところを分かり易いように書けると思うんです。今お話があったことは地方自治法施行令第167条の2第1項第6号と第7号のことを今、私、言葉で申し上げているわけですが、その辺のところを整理して書くと、読まれた方は非常に分かり易いんじゃないかというふうに思うんです。

西野部会長 そもそも入札がうまくいかなかったという場合に、初めから開けた瞬間にだめな場合と、それはよかったんだけども契約に至らなかった場合にどうするかというと、随意契約にいくという方法と、再度入札をするという方法と、もう少しいろいろ選択肢があるというようなことを付け加えるということでございますね。

A専門委員 引き続きなんですけれども、地方自治法施行令第167条の2第3項のところの、もし随契に移って協議を継続する場合、次点という言葉はないわけですが、選ばれる企業というのは、先ほど申し上げた落札金額ということで、当初の落札者の金額に、そこまで値段を下げればその企業と協議ができるということなのか、その辺のことも、書ければもっと分かり易い。すなわち誰が次の交渉者として前面に出てくるのかということなんです。その辺はいかがでしょうか。そこまではちょっと書けないのでしょうか。落札者が契約を締結しないとき、それに続きまして次の項で、随意契約による場合は落札金額の制限内でこれを行うものとしということで、要するに、次の協議者が選ばれるわけですが、その協議者が選ばれる基準を何において選ぶのかという議論があったわけですが、それは総合評価で点数になっているので点数で考えるのか、あるいは金額、価格で考えるのかということで議論があって、これは一般競争入札なので、当初、落札した事業者が提出した金額に第2順位の者が金額を合わせれば、そこで協議者になり得ると、こういうふうなお話が出たような気がするんですけども。

事務当局 会計法令上では、不調の場合の随意契約は、次にどの人と協議をするかということまでは規定をしております。ですから、現実問題としては、一番それに近かった人と協議して、その随契を結ぶというのが多分一番自然なので、実際上はそういうことなのだろうと思いますけれども、そこは特にそういう規定がありませんので、それを書く

というのは難しいと考えています。

もう一つは、総合評価方式の場合には、基本的には価格と点数を最後は全部一本化しないと順位が付かないものですから、基本的には順位を付けている尺度というのは一つしかないというように考えております。

D委員 私もそういう理解をしております、どういう順位を付けるか、定性的なものが入るにしても、順位を付けて常識論としては順位の一つ上のところと随意契約の協議を始めるというようなことぐらいまで踏み込んでという気もするんですけども。

E専門委員 誰と随契の次のステップに入るかについては今の考えでよろしいと思うんですけども、ちょっと気になったのは、その場合は仮に次点者としましょうか、次点の者が最初の時に1位だった者のところまで降りて来なきゃいけないという表現がありましたけれども、そうなんですか。そもそも金額だけで入札したり、あるいは非常に単純なものについては評価ということも含めても、点数化したものでもって1位、2位は決まるでしょうけれども、PFIの場合、提案内容が基本的に違うわけですから、降りていくというようなことがあり得ない。前回の議論で理解したのは、少なくともVFMが出てくる、その上限価格という表現がいいかどうか知りませんが、一つの線引きがあって、それより低いところであれば次点者と協議の結果、合意に達することは可能だというふうに私としては理解したんですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局 不調の場合の随意契約というのは、落札者の落札金額と同じ金額でないといけませんということですから、基本的にはそこまで下ろしていただかないとだめということになります。また、最初競争に付したときの条件は変更できないことになっております。

E専門委員 出てくる提案と比較の基準が全く違いますから、現実問題として下りてくるといって金額ではないとすると、点数に評価してあっても点数の内容もいろいろあるわけです。例えば、施設の設計の内容も違ってくるといったときに、現実にはそういうことというのは、評点の付け方をもう1回付け直すでもしない限りはあり得ないことになってしまうんじゃないでしょうか。

D委員 やはり点数で同じになるというふうに考えざるを得ないし、契約の条件が変わるわけじゃないので、結局、価格で落とさないといけないんじゃないか。ただし、こういうケースがあるわけです。落札者の値段が随契の協議者より高いという可能性があるわけです。だけれども、他にいい点がたくさんあるので、そこが落札者として選ばれた。そうするとそれが契約に至らないと、2番目の札の人は他の点で劣っていたけれど金額的には安いわけです。その者との契約は落札金額よりは安いので自動的に契約になっちゃうわけですが、それはやはりまずいのではないかという気もしまして、やはり総合的な点数でできるだけ近付ける努力をしてもらって、厳密にはいかにないにしても、会計法令上の精神を少し延長した形で総合的に同じでないといけないのではないか。こう思うんですけども、今のは非常に特殊なケースですが、現実にはそういうケースがあり得るわけですね。

事務局 実際に総合評価の経験というのはまだ始まったばかりですし、それからそう

いうケースにおいて、この条項が適用されたというケースがないものですから、実際に価格以外の評点も併せた格好になっているときに、どのような条件で随意契約に至るかということについては、残念ながら、はっきりまだ申し上げられないということです。ただ、条文のところには明確に書いてありまして、一言で言えば、最初に落札した人の価格の条件でやるんだということが書いてございますので、それを総合評価方式のときにどういうふうを読むかということについては、今の段階で具体的な解釈を、このガイドラインの中で書くのは無理だというふうに考えております。

D委員 当面はやはり価格というふうにしておいて、今私が言ったようなことは将来の課題ということですか。

E 専門委員 こういうことは言えますか。例えば、落札といっても再々議論がありますように、いろんな要素があって最終的に契約に至って、契約するということが落札したということと考えてはと思うんですが。落札候補者が出て、それといろんなことをクラリファイしているうちに、結果的に落札に至らなかったということは、落札者がいなかったわけですから、自動的に1位の者、1位と呼ばれている人の条件に左右されることなく、2位の人の条件で落札が決まるということは可能でしょうか。

西野部会長 その場合にも、金額でいくか、総合点数でいくかという話は残るんじゃないですか。

E 専門委員 ただ、正式に落札者にならないわけですから。例えば、価格が異常に安い人がいて、よく調べたら結局これでは無理だと。そういう条項はどこかにございましたね。その場合は基本的にその人は落札者ではないわけです。落札者になる前に既に除外されてしまったということになるわけですね。

事務局 そういうことについてはちゃんと規定がありまして、その場で、これはちょっと問題があるので少し調査をしますということで調査をして、その結果、それらの事例に当たる場合には、これを落札者としなないということで、それ以外の者の中で落札者を決めるということになります。ただ今おっしゃったように、契約に至るかどうかというのを見るまで、ずっと落札者であることを決めずに引っ張っていくということは、多分会計法令の中ではそういうことは無理だろうと思います。

A 専門委員 先ほど申し上げたことで確認していただきたいことなんですが、私が今申し上げた不調というのは、落札者がいて、その落札者と発注者との間における協議が不調に終わったということをお前提にしているんですが、まさに、それは二者間の協議の結果の不調なんですが、その不調の理由として、金融機関との交渉がまとまらなかった。これは落札者と金融機関との間の話で、これがまとまらなかったということになるわけですが、これも不調の理由になるということでもよろしいでしょうか。

事務局 理由については一切問うておりません。条文をそのまま読み上げますと、「契約担当官等は落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる」と、こういうふうになっておりますので、基本的にはその契約を結ばないと

いうことになれば、これが適用されるということです。

F 専門委員 今、E 専門委員がおっしゃったところは、実際はかなり混乱すると思います。例えば、維持管理とか設計とか質的なところの価格と、そのところは当選者のところに近付けるというのは現実の手續としては非常に難しいので、ちょっとこれはもう少し検討した方がいいかと思うのが一つと、これは教えていただきたいのですが、4 - 1の(10)の後の随意契約の取扱いと4 - 3の(1)とは、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。4 - 3の(1)というのは、いろいろやった挙句にという意味なのでしょうか。

事務局 4 - 3のところは、例示としては応募者がいないということです。ここで応募者がいないというのは、結局1回1回の入札で応募者がいないということではなくて、選定行為を通じて応募者がいないということですから、例えば、もう1回入札をやり直したけれども、それでも応募者がいないとか、そういうことを全体としての結果を意味しております。それからもう一つは、V F Mの達成が見込めないというこの2つ。前の部分は、どちらかという個々の入札の過程のことを言うておりますけれども、ここは全体の選定過程の結果として応募者がいないとか、あるいはV F Mを達成しない人がいないとか、そういう場合を指しています。

F 専門委員 応募者がいないのはいいんですが、先ほどでいくと、V F Mに達していない人がいるというときにはそこは不調になるわけですね。先ほど不調のときは、もう一遍再入札をするというお話もありましたね。それと、ここで取り消すことが必要であるというところはどういうふうに関係するんですか。

事務局 先ほど申しあげましたように、不調によって随契なり、あるいは再度入札とかをやります。そういう個々のステップの話が前の部分で、この4 - 3というのは、そういうことを全部やった上で。

F 専門委員 やった挙句というんですね。

事務局 はい。

F 専門委員 わかりました。

西野部会長 E 専門委員からの問題提起、ある順位で付けて、2番目のところもV F Mがあれば、本来ならば、そのままでもいいのではないかという気もしますけれども、もうちょっと第1ワーキンググループで検討させていただきたいと思いますが。

F 専門委員 定性的なところも含めて、総合的に第1順位者の評価に近いところまでというわけにはいかないのでしょうか。

西野部会長 総合的に近いところというのは、特に金額だけではなくて、もし総合評価の点数でいきますと、いろいろ判断のしようがあるんじゃないかという気がするんです。金額だけにしますと非常に難しくなって、むしろ総合評価にして、そこと同じ点数というふうにしておきますと、内容を少し変えるようなことが必要かもしれませんが、それによって何かできるのかなという気もしまして、もうちょっと第1ワーキンググループで議論をしたいと思います。

G 専門委員 一点だけ、今言われた随意契約の問題、あるいは再入札の問題等具体的に答えが要るような問題について、後で議論になりますリスクのところは、参考ということで、その辺をもう一度かみ砕いて説明しているみたいなところがあるんですね。これまでの議論を経て、こういう形でガイドライン案が出てきた訳ですが、議論の過程を知らない人は、これだけ見ると、今の基本方針を並べ変えというのが大部分じゃないかという議論になると思うんです。例えば、この問題とか、先ほどの取り消した場合の理由について、応札者がV F Mが達成できないというのは、それぞれの応札者の自己責任だと思うんですが、何らかの理由で、いわゆる公共側の理由で、その事業をやめるといふような場合についても、これはあり得ないことではないので、参考で触れておくということとか、場合によっては、公募時に不調になった場合のルール、手順も書いておく。事業によって当然再入札にいきなりいく場合が非常にふさわしい事業もあるでしょうし、サービスというものが非常に重要視されるものであれば、いわゆる随意契約的に何かルールを決めてということもあるでしょう。それらについての決め方、例えば、不調に終わった場合等の決め方についても、予め公募段階で明確にしておくというようなことが入っておれば、そのケースごとに、それらを議論して行って、法律を見ながらベストな方法を考えていくという措置があるんじゃないかというふうに考えるんです。

西野部会長 今のこと、ちょっとよくわからなかったんですが、ステップ1の一番最初の(2)の1。ここの読み方なんですが、私はP F Iは公共施設等の整備等に関する事業を行う場合の実施方法の一つである。したがって、P F I事業の検討を行う場合、まず実施すべき公共施設等に整備等に関する事業が想定されていることが前提であるというので、P F Iとして不調に終われば、官が実施するというふうに読んでいたんですけども、そういう読み方ではちょっと読み過ぎですか。

事務局 先ほどの議論だと、不調だともう一度随意契約に。

西野部会長 それもうまくいかなければ最終的には考えるという可能性もあると。

事務局 という可能性もありますし、もちろんP F I事業の範囲とかそういうところを見直して、もう一度P F I事業としてやるということもあります。ただ、その場合には、当然V F Mが成立するかどうかということの評価しないといけないんですけども。

西野部会長 そういうことで最後まで行って、どうしてもV F Mが出ないというときには従来型でやるというふうに一番最初読んでおりました。

G 専門委員 1番目の方はどちらかという重要な事業であると。民間がやってくれるならやらせようというふうなレベルじゃなくて、本当は公共がやらなければいけないのだけれども、いろいろな事情があって、あるいは民間にやらすことによって、より効率が上がるということを期待してP F Iでいこうということの大原則を書いてある項ではないかと思うんです。

C 委員 特に変えるということではなくて、今のところが出ましたので、ちょっと確認をしたかったんでございますが、1 - 2の方で民間発意とありますから、別にあえて書き

換える必要はないんですが、ただ解釈の上で今の1 - 1の(1)の2行目の「まず実施すべき公共施設の整備等に関する事業が想定されている」とありますけれども、この中には、民間業者が発案をして、実際PFIでやるかどうかの前に想定されているというケースも入りますねということを確認したいんですが、実際にずっと進めていってやれないということがはっきりしたら、これはやらないケースかもしれないですね。

西野部会長 最初にお示ししているフロー図に、民間事業からの発案と事業の発案の間が点線になっていまして、要するに、官側がこれをやると決めた話と、持ってきて、それじゃやりましょうかという話とはちょっと次元が違うのかなという気がしておりまして、官側がやるというものはVFMが出なければ従来方式でやる。民間が持ってきたものはVFMが出なければ、最終的に官が実施しないこともあり得るというようなニュアンスがこの点線かなと。

C委員 そうということなんで、今言った前段で想定してというのは官だけが考えたやつだけじゃなくて、結局やるかどうかは別にして、民間側の発意でやろうかなと思ったのも入りますねという確認をしたかったんです。

事務当局 そうです。いずれにしても、PFI事業の検討をするという場合には、公共の発意であれ、民間の発意であれ、まず事業をちゃんと最初に想定した上で、この一連の手続に入らないといけないという意味でそう書いておりますので、おっしゃるように民間が発案して、その事業を対象にこの一連の検討を行うということも含めております。要するに、何かPFI事業をやってみようかなというところから入るのではなくて、最初に評価すべき事業というものを想定するというございますので、おっしゃるとおりです。

E専門委員 基本方針をそのまま記述していることについては、私も確かにそのとおりだと思いますが、同じワーキンググループに入ってこう言うのもなんですから、コメントを出してくださいというふうには言われておりましたし出してないのも悪いんですが、やはり5番以降というのは正直言ってほとんどディスカッションがされていないまま、そのまま記述されています。ですから、時間の問題だとは思いますが、他のワーキンググループとのタイミングも考えて、できれば、この部分というのは、本来もう少し時間をかけて考えるべきところなんだろうということは申し上げたいと思います。

西野部会長 今のことも、皆さんこれも多分一致しておりまして、今までの議論をもとに、時間があるとすれば、その辺の検討もさらに深めるということで書き直せるところは少し手を加え、よりガイドラインらしくなるという努力をするということで。一応今日残り三つ議題がありますので、こればかりやっていますと。そういうことでちょっと時間を切らせていただきまして、第2ワーキンググループの山内座長から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

山内部会長 それでは、第2ワーキンググループのVFMに関するガイドラインのたたき台(案)について御説明を申し上げます。

VFMのガイドラインは基本的に5つの項目から成っております。それを仮に章と呼ぶ

と、第1章は「VFM評価の基本的な考え方」ということ。それから第2章は「PSCの算定」について、第3章は「PFI事業のLCCの算定」ということであります。それから第4章は「VFM評価における留意事項」ということでございまして、最後が第5章「公共サービスの水準等に対する評価」となっております。

それで、内容について簡単に御紹介をさせていただこうというふうに思います。

「1. VFMの評価の基本的な考え方」というところでございますが、これも具体的には3つの節がありまして、まず(1)の「VFMとは」ということで定義を行っております。4番目のところを見ていただきますと、本ガイドラインにおいて、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PSC」といい、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PFI事業のLCC」というということになっておりまして、一つのポイントは、公的財政負担の見込額というものを使って定義をしているということです。それからもう一つは、PSCというのは、その額の現在価値を計算したもの、それ自体をPSCと呼ぶというふうに定義しています。これに対してPFI事業の場合は、PFI事業のLCC、ライフサイクルコスト、こういうふうな呼び方になっている点であります。

それから、それを比較してVFMがある、ないと、こういうことになるわけですが、もう一つ、公的財政負担の問題と実際に提供される公共サービスの水準の問題がございまして、そこで、ここではまずは基本として、同一の公共サービスの水準のもとで評価する場合というふうに考えまして、VFMの評価はPSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということだということで、基本的にサービスを同一にして比較を行う。

一方、公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合には、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。また、PFI事業のLCCがPSCを上回っても、その差を上回る公共サービスの水準の向上がPFI事業において期待できれば、PFI事業の側にVFMがあるといえる、こういう形であります。

内容についてはよろしいかと思います。これは基本的に特定事業を選定するということを前提としまして、VFMを測るというのは2つの段階があるというふうに基本的に御理解いただきたいと思います。1つは、言うまでもなく、特定事業をPFI事業としてやるかどうかという、その選定の段階と、それから実際に民間事業者に公募をいたしまして、それに対して応じてくる。その段階でVFMを測るという2つの段階があるということでもあります。その前者の特定事業の選定の段階において、民間事業者の計画はまだ明らかになっていない、こういうことでありますから、基本的には先ほど申しましたように、公共サービス水準を同一に設定した上でPSCとPFI事業のLCCをそれぞれ算定して、それを比較することが基本でありますということを書いてあります。

それから、民間事業者の方の計画が具体的にになった段階では、計画の公共サービス水準を評価して、これをVFMの評価に加えることができるということになります。これについては、第5章の(1)の項目、ここについてまた言及があるということでもあります。

(2)の「PFI事業の種類とVFM評価」というところですが、よく言われるように、サービス購入型、ジョイント・ベンチャー型、独立採算型と、こういうことがありますが、いわゆるサービス購入型の事業において、必ず以下に述べる方法でVFMの評価を行うものとするというふうな記述にしております。この場合はVFMが非常に重要である。特に財政支出を明確な形で伴うということでもありますから非常に重要であるということで、こういう表現をしております。

一方、ジョイント・ベンチャー型とか、独立採算型については、可能な限りPFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できるかどうかという評価を行うものとするという形で、この評価をなるべくやった方がいい。こういう表現にとどめております。

(3)ですが、先ほど既に説明してしまいましたが、「VFM評価を行う時点」ということで、まずこれは基本方針にありますとおり、その評価は特定事業の選定に当たっては必ず行わなければならないということになります。その他の段階でそれを行うかどうかということについては、今度は事業者を選定する場合において、選定する民間事業者の事業計画についてVFMがあることを確認することが適当ということで、先ほど申し上げた2つの段階があるということでもあります。この場合、比較するPSCについては、原則として特定事業の選定において算定したものを使うということで、途中で変えないという意味であります。それが第1章の基本的な考え方ということでございます。

その具体的な算定方法のうち、「2.PSCの算定」ですが、(1)は「算定の前提条件」であります。PSCの算定に当たっては、対象とする事業、公共施設等の管理者等が自ら実施する場合に、通常採用する事業形態を前提として計算するものとする。この辺もいろいろ御議論があって、こういう形がついておりますが、すなわち、通常事業の一部を請負、委託等によって、民間事業者に実施させる事業においては、その事業形態を前提とするということでもあります。

それから(2)の「算定方法」。これはかなり議論があったところでございまして、このPSCの算定について、いわゆる財政上、通常計測できるといいますか、出ていく支出をベースとしてそれを捉えるか、あるいはもう少し他の流れを現実に出ていくお金ではなくて、発生主義的会計といえますか、複式簿記的な会計といえますか、そういった方式をベースとして行うべきかと、こういったことがかなり議論になりました。双方にそれなりの理屈があり、なかなかまとめるのが難しかったところではあります。現実問題として行政が行う場合に、先ほど申し上げた発生主義的な会計になじみが薄いということもございまして、また、若干の複雑性も伴うと、こんなこともございまして、基本的にはここでは財政の支出、これを前提として計算をするということになっております。

選定方法として、段階ごとに事業の形態に基づき経費を積み上げるということでありまして、経費の積み上げ方については、参考となるように別表として積み上げのための様式を示すということのところに書いてありますが、資料の一番後ろが別表になっております。最初のもので、今申し上げたような形で、具体的にはこういうものをフィルアップして計算していけばP S Cの算定ができますと、こういう形になっています。

ただ、先ほど言いましたように、ここのところは発生主義的な考え方から費用を把握すべきであるという御指摘もございまして、(注)書きとして、公共施設等の管理者等が複式簿記会計方式により、P S CとP F I事業のL C Cを比較する場合に参考になる様式も併せて示すということ、こういう形でもできますということを示しております。

(3)の「間接コスト」。間接コストというのは、要するにP S Cの事業に関する間接的なコストとして特定の事業を扱う分野、あるいは、それから発生して他の部署、そういったところで発生するようなコストをどう扱うかと、こういう問題も含んでいるわけでありまして。ここでは にありますけれども、間接コストについては、合理的に計算できる範囲において、P S Cに算入することが適当である、ということでありまして。合理的に計算できる範囲というのは、恐らくアカウンタビリティの範囲内だと、こういうふうに解釈できるのではないかと、いうふうに私自身は考えております。以上第2章でございます。

「3 . P F I事業のL C Cの算定」であります。まず(1)の「算定の前提条件」であります。 のところにありますようにP F I事業のL C Cの算定に当たっては、P F I事業者がそれらの段階すべてを一元的に推進する事業を想定する、事業としてはそういうものを想定するということです。

に飛びますが、民間事業者が本来公共部門が必要とする施設、事業に付帯的な施設、あるいは事業部分を加えて事業を実施する場合も想定される。しかし、この場合であっても、特定事業の選定段階におけるP F I事業のL C C算定に当たっては、原則として、本来公共部門が必要とする本来的な事業、これのみを想定して行うということをまず出発点とさせていただきます。ただし、当該事業に民間事業者側で付帯事業を組み合わせることが予め明らかになっていて、しかも、実施方針において、その内容が具体的に示されている場合等においては、その付帯事業に含めて全体事業費を計算した上で、当該の公共施設の部分、それに相当する部分を取り出してP F I事業のL C Cを算定することとしても差し支えないという、こういう形にしています。

要するに本来的な事業の部分で比較するというのが前提ですが、その場合に、基本はこれをP S Cでやった場合とP F Iでやった場合とやるということですが、P F Iでやるときに、付帯事業を含めている、初めから明らかになっている、こういう場合は全体を計算してその中の本来事業の部分、それを比較してもよいですよと、そういう表現になっております。

ですが、民間事業者の選定段階におけるV F Mの確認に当たっては、民間事業者に事業計画に基づいて付帯事業も含めた全体事業の中から、本来の公共施設に相当部分を取り

出して比較する、こういうことであります。この場合は、どういう事業をやるかというのが明らかになっているわけでありますから、それを前提として本来事業といいますが、その部分を計算するというわけであります。

それから(2)の「算定方法」ですが、これは公共施設等の管理者が事業全体を通じて負担する費用を積み上げて計算するということであります。この場合、いろいろな技術的な問題がありますので、コンサルタント等の活用とか、あるいは類似事業に関する実態調査、市場調査を行う等して算出根拠を明確にした上で、民間事業者の損益計算、資金収支計画等を年度ごとに想定して計算するという形にしております。以上が算定方法であります。

次に、「4．VFM評価における留意事項」ということになります。留意事項の第1点は非常に大きなポイントであります。 (1)「リスクの定量化」であります。PFI事業の場合は、本来、公共側が持っていたリスクをPFI事業者に移転するというわけでありますから、調整ということで、その移転したリスクをもう一度PSCに戻してあげる必要があるということで、その場合に、リスクを定量化する必要があるということであります。PFI事業のLCC、要するにライフサイクルコストはPFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含むことから、PSCにおいても、それに対応するリスクを公共部分がリスクとして計算し加えることが必要。これはリスクの調整が必要ということであります。

調整すべきリスクの特定ですが、今申し上げましたような考え方に基きまして、移転したリスクを特定し、それを調整するということであります。その場合、 ですが、特定されたリスクについては、それぞれできる限り定量化するということであります。ただし、リスクの定量化が非常に難しいということもございまして、VFMに対し影響度の大きいリスクを中心に定量化を行うこともやむを得ないのではないかと、こういう記述をしております。 にありますように、コストオーバーラン、タイムオーバーラン、こういった負担は非常に影響度が大きいということでありますから、この辺が中心になるということであります。

それからリスクの定量化ですが、いろいろ書いてございますが、これは教科書的なことを書いてございまして、 を見ていただきますと、ポイントがございまして、あるリスクがあつて、それに財政負担が発生した場合の負担額とその発生確率を考えて定量化するわけですが、リスクの種類とか、事業の置かれている状況等によって様々であるということでありまして、このガイドラインでその指標を統一的に示すのは困難である。それぞれの公共施設等の管理者等がその経験とか、市場調査等によって得られたデータを基に想定することが適当ということでありまして、その辺は努力してくださいと、こういう書き方があります。 で保険のことが書いてありまして、これ以外に保険料の見積りをリスクの定量化に用いることも可能であるということを記述しております。

次が第2節になりますが、適切な調整という表現が基本方針の一3(2)にございます。この場合、公共側と民間側によって立つ基盤が違うということでありまして、それに対して

適切な調整を行うということが記述されておるわけでありませう。

この(2)の「適切な調整」につきましては、 でありませうが、現行制度に基づいた調整を基本とする。要するに、いろいろな制度がもし変わればこうだというようなことがあるわけでありませうが、現実的な問題として、制度が変わるということ想定してVFMを測るということに対して、逆に言うとアカウンタビリティが問われるわけでありませうから、基本は、現行制度を出発点として調整を行うということでありませう。具体的には、実施するPFI事業に対して、財政上・金融上の支援が当該事業に係る公共施設等の管理者等の財政負担によって行うことが現実に見込まれる場合、PFI事業のLCCにその額を加える、補助金が出る場合はその額を加える。

それから当該公共施設等の管理者等として、民間事業者からの税収その他の収入が現実にあると見込まれる場合、例えば市町村が公共施設等の管理者等であれば固定資産税等がそれに当たるかと思ひませうが、PFI事業のLCC、PSCからそれぞれの当該額を減ずることになると、こういうことになりませう。

その次の をご覧いただきたいんですが、この場合、ケースによってはいろいろな事業がありますので、公共管理者等発注者の側で で示したものの他にも調整すべきものがあると、こういうような考え方がある場合には、それを調整してもいいですよということが書いてあります。

それから留意事項の3つ目は、(3)「現在価値への換算」。基本方針に書いてあるこの換算はどうするかということで、 は考え方を示してあります。

は何を割引率に用いるかということで、リスクフリーレートを用いることが適当である。例えば国債利回りを用いる方法があるということでありませう。何%というようなことはなかなか示しづらいということがござひませうして、こういう表現が適当かというふうにごえませう。

にその場合の割引率と名目、実質のこの切り分けが書いてあります。割引前の各年度の公的財政負担額が名目値で算定される場合は、名目割引率を実質で算定されるときは実質割引率を用ひなければならぬ。この辺の混同がないようにということでありませう。もちろん割引率はPSCとPFIについて同一でありませう。

それから、(4)「評価結果の公表」でありませうが、原則として特定事業の選定の際に、PSC及びPFI事業のLCCについて公表するということでありませう。ただし、示しますと、その後の入札等において不当に競争が阻害される可能性があるということでありませう、そういう場合にはVFMの程度のみを示すということにしても差し支えないという記述にしてあります。

それから、「5. 公共サービスの水準等に対する評価」でありませうが、まず(1)公共サービスの水準でござひませうが、先ほど申しませうしたように、特定事業を選定する場合には、公共サービスの水準をPSCもPFIも同一とした上で算定を行う。民間事業者の選定の場合に、具体的に民間事業者の内容が分かっている場合には、民間事業の募集に当たって、

明示された評価基準によって評価するということでもあります。これは要するに公募の段階で評価基準をちゃんと示しておいて、それによってサービス水準を評価するということでもあります。評価の対象とするものについては、募集に当たり明示し、原則として明示されないものについては評価をしないということです。

(2)「その他」ですが、特定事業の選定の際に、例えば施工工期を同一に設定した上で算定を行うのが適当であります。合理的な根拠があれば、それぞれ別の工期を設定して、要するに、例えばPFIにやらせた場合には工期が短くなるというようなことが合理的な根拠でいえると、こういう場合には、工期の設定を変えて算定して構わないということが書いてあります。最後ですが、民間事業者の選定の際には、評価基準に工期短縮に関する項目を加え、これに基づき応募者が計画する工期短縮を評価することが考えられるということでもあります。

以上が、VFMに関するガイドラインのたたき台(案)ということでもあります。いろいろ御議論をいただきまして、率直に言うと座長の力不足でまとめるのが大変だったわけですが、事務局の御努力、皆様の御理解もありまして、こういう形で案としてまとめることができました。最後になりましたが、そのことについてまずは御礼を申し上げます。ありがとうございました。

西野部会長 私が議事進行役ということになっておりますが、このセッションは最後の方で時間の関係で何か言うかもしれませんが、どうぞ質疑応答を仕切っていただければと思います。

山内部会長 それでは、この案につきまして、どうぞご議論を。

F 専門委員 私、参加していましたので変な立場ですが、一つ確認と一つはこうしたらどうかということですが、一つは、いろいろ役所がありますが、国全体を一つの組織として見ましようという形で、これは考えてよろしいんでしょうね。これは確認でございます。例えば、ある役所に入る税金も。

山内部会長 調整のことですか。

F 専門委員 ええ。

山内部会長 国全体として考えるということ。

F 専門委員 国の支出・収入を一体的に扱うものという意味は、例えば、全体を一つの役所として考えます。政府を一つの役所として考えましようというふうな形でこれは考えてよろしいんでしょうね。これは確認でございます。

山内部会長 わかりました。資料の「上記支出又は収入につき他省庁によるものが見込まれる場合、国の支出・収入を一体的に扱う」というのはその意味だということでもよろしいですね。

F 専門委員 それから、例えば、国債利回りをを用いる方法があるというのは、これはもう少し丁寧に書いた方がいいかもしれないなと思っておりまして、例えば、参考が注かて過去の平均をとるとか、長期的に割り引くものですから長期的な見通しをとる。要するに、

そうしないと今の2%前後、今の国債利回りという形で誤解されかねませんので、この辺については説明を加えた方がいいかもしれないと思います。以上、二点です。

山内部会長 後者の点は、数字を入れるかどうかは別として、長期国債の利回り、平均とかなんか、そのくらいは書いた方がいいかもしれません。どうでしょうか。

事務局 そこは、ワーキンググループでは明確に結論が出なくて、こういうような表現になっていますので、逆に言えば、こういうふうな書き方がいいということでワーキンググループの方で御議論いただければ、それに基づいて書くということになると思います。

山内部会長 今の御意見を踏まえて、事務局として提案させていただいて、またコメント、あるいは御議論を。

F 専門委員 誤解のないようにした方がいいかなということだけです。

山内部会長 これだと、おっしゃるように2%ぐらいになってしまうととる可能性もあるわけですね。

F 専門委員 第三者から見ると、直ちに今の国債利回りと思ってしまうので。その2点です。

山内部会長 ありがとうございます。

E 専門委員 三つ程ございますけれども、一つは、まず今、F 専門委員から御指摘のあった4の(2)の、「適切な調整」の中、確かに今御説明がありましたように、最後の国の支出・収入を一体的に扱うものというところは今までの考えの中で明確になってきたと思うんですが、収入がある場合は、少なくとも国レベルでは、省庁間であっちの省にいくからカウントしないということはやらないという意味で画期的だとは思いますが、ただ、これまでのいろんな各民間の団体とか、ヒアリングの中でも出てまいりましたけれども、特に税収の問題について、省庁間で税収という話は基本的にないわけですから、税の問題について、「当該公共施設との管理者等として民間事業者からの税収その他」ということがありまして、税については、この場合は国ですから当然国の税金だけということで、管理者が誰であろうと同じになってしまうと思うんですが、現実問題として、地方公共団体の長の場合は対象となる税金が変わってくると思うんです。これはいろんなところで言われていて、そうは言っても、実際に入ってくるものはカウントできないとかいろんな話がございましてけれども、やはり全体のガイドラインとしてきちんと示すという意味では、言葉の善し悪しは別にして、国民全体の位置付けから、法人税であろうと地方税である固定資産税等であろうと、基本的には調整をした上でV F Mを出すという姿勢は打ち出すべきではないかというふうに思います。

その上で、たまたまそのページを変えたところで、として「管理者等が上記のほか調整すべきものがあると考えられる場合」とありますから、仮にそれではどうしても、例えば、国の法人税なんか我々はカウントできないよということであれば、一度その段階でV F Mが出るけれどもということで調整をするというような仕組みも地方の場合等では可能なかもしれません。いずれにしても、全体的な位置付け、視点から見るガイドラインと

しては、国民全体という意味で税収というのは捉えるべきではないかというふうに思いますし、そういう要望があちこちから出ているというのも理解しております。それが一つと。

もう一つは、1の(2)のPFI事業の類型と評価のところですけども、でいわゆるジョイント・ベンチャー型や独立採算についてもということで書いてございますけれども、基本的にはジョイント・ベンチャー型もサービス購入型の類型の一つであると思いますので、むしろ、の必ず評価を行うべきという方にジョイント・ベンチャー型というのは本来入るべきではないのかなと。独立採算は確かにするしないという話も議論に参加させていただいて聞いておりますので、これでいいのではないかというふうに思います。

それから3つ目は、先ほど別表の御説明があったときに気がついたところですけども、支出欄に維持管理・運営期間とあって、維持修繕費とあって、維持修繕費、大規模修繕費というのがございますけれども、これは一般的に言われているのと、大規模修繕費というのが共通して修繕費ということであり、上の段の維持修繕というのは、普通は維持管理費というふうな表現を使っているのかなと思いますので、普通のこれにあわせていただいた方がいいんじゃないかと思います。

山内部会長 ありがとうございます。最後の点は、私もそう思いますけれども、これは維持管理費の方がいいんですか。

C委員 現状の扱いで申しますと、大規模修繕といいますのは、修繕費として損金算入できないんです。新規投資になるんです。だから、一般的な経常的な修繕費と一緒にしてはならないということは当然ですけども、これはもう一遍資産計上しないと、民間側は得にならない。そういう性格の違いがあるんだということを前提に書かれる必要があると思うんです。

山内部会長 そういうことも言えますが、PSCですから、基本的に公共の今のやり方でどういうふうにして出すかという、この表はそういう話ではあるんです。

C委員 ですから、維持管理費となると経常的な経費の中に入るわけですが、でも今申し上げましたように、民間ではそういう認定をしているということですが、大蔵省の見解がそうなっているので、これは設備投資と同じだということなので、それはどっちかに扱えというのは議論の違いがありますけれども、とにかくそこに違いがあるんだということは前提になってくるということです。

山内部会長 それは言葉として、ここに挙がっている維持修繕費がいいのか、維持管理費がいいのか、そういうことですね。

E専門委員 普通の考え方だと、C委員がおっしゃったように計上するようなものは大規模の方に当然入ってきますし、日常のちょっとした保守、それを修繕と言うかですけども、普通は維持管理費の中で見えています。言葉としても一般的にそれが使われているんじゃないかというふうに思った次第です。

山内部会長 言葉としては、そういうふうな形に直させていただこうと思います。よろしいですか。何か使い方としてありますか。

事務当局 これはよく使われているというものを調べて、それに合わせるというような方向でよろしいでしょうか。

山内部会長 わかりました。それから最初の方からいきますと、ジョイント・ベンチャー型はやはりVFMを測るべきではないかという御意見ですが、これは皆さんいかがでしょうか。

C委員 これについては、第1ワーキンググループの方でも出たと思いますけれども、要するに、ここでは支出と書いてございますけれども、支出の他に財政負担があるのではないか。土地を無償で貸したとか、公共事業であれば、大体そういうことで官の負担というのはあるだろうという場合には、原則としてVFMを計算しなさいということだと思っております。全く官と関係なしに民間事業者が勝手にできるということは、それはあるかもしれませんが、そういう事例は少ないでしょうと、こういう話であったと思っております。

山内部会長 そういうことであれば、独立採算であっても土地を借りていると、こういうことになれば当然やるということになるんですね。どこで区切るかということなんですが、一方では、これは実際にやられている立場の方から、目に見えている土地の支出があるわけではないということからすれば、独立採算でやったものについて、いちいちそのVFMを計算しなくてもいいじゃないかという御意見もあるわけですね。VFMをやれやれというと、逆に、これは論理の話じゃないですけれども、公共的な立場の方がだんだん尻込みすると、こういう可能性が無きにしもあらずではないかと心配するんですけれども、いかがなものですか。

C委員 私は心配していませんが。

山内部会長 そうですか。

E専門委員 私が申し上げたのは、そういう御議論があったことを踏まえて、そういう御議論のある独立採算型とジョイント・ベンチャーを一緒にしてしまうのは、線引きの場所がちょっと違うなという感じがしたものですから。

山内部会長 確かにジョイント・ベンチャーと独立採算を一緒にするというのは、さっきのC委員の御意見からしてもちょっと難しいのかなという感じがしますね。これは事務局としていかがですか。

事務当局 少し工夫をしてみたいと思っておりますけれども、ただ問題なのは、ジョイント・ベンチャー型のときに、従来型の事業でも利用者から料金をとるような、同じ形態になっていけば公的な財政負担のところで比較ができるんですけれども、民間がやる場合には、補助金だけもらえれば、後は利用者から料金を取って自分たちでやるよというときに、従来の公共側はサービス提供のための負担を全部公共が持っているという場合、何と何を比較するのかという問題がサービス購入型とは若干違ってきますので、同じような定義でもってVFMの評価をするというふうには言えない場合も場合によってはあるんじゃないかというふうには考えるんですけれども、ただ、そういうケースがあるかどうかはちょっとわかりませんけれども。

もう1回言いますと、従来型でやれば経費は全部公共が持つんだと、それを民間事業者が手を挙げたときに、補助金をもらえれば、後は利用者から料金を取ることによってやりますよといった場合に、その補助金の額と従来型で全部公共が持っていた額と比較するというのが果たしてVFMの比較の定義から考えて適当なのかどうかというのがありますので。

E 専門委員 補助金の額というのは、調整の中でもって、その分を引くなり足すなりして調整されれば計算できますよね。もともとののは全部税金でやっていたとすると、片一方は税金プラス収入でも多少よくなるから、少ない実際の負担になるという考え方でよろしいんじゃないでしょうか。

C 委員 今のは重要な点でございまして、この計算表がございませけれども、これはA 専門委員の案も私の案も収入が入っていない。実は前の三和総研のケースと全く違うんです。何が問題かといいますと、受益者負担でとるか、税金で負担するか、恣意的とは言いませんが、かなり政策的に決められる部分があって、それによって変わってしまうというのはおかしいという議論が当然出てくるんだろう。これは当然議論しないといけませんけれども、今回取りあえず、要するにバージョン1.0であれば、前提条件を固めたわけですから、それはちょっと先送りしても私はよろしいのではないかと思います。

関係機関出席者 私は事務当局のおっしゃった形がジョイント・ベンチャー型としては多いんだろうと思うんです。何がしかのインシャルコストを低減して、後は独立採算でやってくださいよと、そういうスタイル。このジョイント・ベンチャーが出資はいけませんよとかという条件の中ですから、できるものとしてはそういうことなのかというふうに考えます。そうしたときに公共側の支出、仮に公共がすべてやればという設定というものが果たして前提としてあるのかなと。そういうものというのは、もともと独立採算でお願いをしたいというようなものについては、公共が直接やるということはないわけですから、想定としての公共の支出という、そういうことを比較しようと、公共の支出がどうか比較をしようということであればあまり意味のない話になってしまうのかなと、そんなふうに思っております。

E 専門委員 ジョイント・ベンチャー型の定義がはっきりしないということもあると思うんですけれども、従来のやり方で補助金が出るものについては補助金も出すという基本的な考え方があるわけで、従来のやり方ですと、補助金という観点からいけば、基本的にサービス購入型と同じ位置付けになるのかなというふうに理解していたものですから。いずれにしても、線引きは少しお考えいただいた方がいいかなと思うふうに思います。

山内部会長 今お話を伺うと、おっしゃるとおりジョイント・ベンチャー型というものの定義、あるいは皆さんの頭に描いているものが少しずつずれていて、そこで、ジョイント・ベンチャーという言葉ではちょっと区切りがつかないような感じがいたしますので、おっしゃるようにジョイント・ベンチャー型の説明を少し加える形で対応させていただこうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

Ｃ委員 今回の点で、補助金ということが出ましたので、土地をただで使わせるというのは、前に奥野委員からの意見で、要するに民間の事業との競争を阻害するものだという意見が出ましたけれども、これは理論的に見ますと、土地を貸し与えることによって補助金を与えるのと同じ効果を持つわけです。だから、そういうことも含めてきちんと議論をする必要があるだろう。今の話がありますけれども、事細かく分かれてしまって議論が錯綜するのであれば、ここは先送りして、一番典型的な事例を示したということによろしいんじゃないかと思います。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、最後の点が一番難しいのでありますが、税の調整の話で、さっきおっしゃったのは、例えば、国がやる案件の場合に、地方税なんかも差し引けということになるんですか。さっきの逆の論理で。

Ｅ専門委員 取りあえず基本的なVFMではそれも含めてカウントすべきでないか。地方の場合は逆に同じ法人税等ということになる。例えば、全く同じものをつくっても、国立大学と県立大学でVFMが変わってしまうということはおかしいのではないかという感じですか。

山内部会長 この書き振りは国が対象ですから、例えば、国がやる事業に対して地方税を計算に入れるというような書き振りにはなっていないんですね。逆に言うと、それはこれを参考にして地方自治体が行う場合に、国税についてそれをカウントに入れるという表現にはなっていない。ただ、国が行う場合には、ある特定の省庁が行う場合にはそうではなくて、一体としてそれを見ましょと、こういうことになっているわけです。確かこれも議論して一応ワーキンググループの方では、取りあえず、最初にありますように現行制度に基づいた調整という中でそれを考えて、例えば、仮にこれを参考とする地方自治体意思決定をするときに、地方自治体としてやるときのVFMの算定に国税が引かれているのを、例えば議会へのアカウンタビリティとして説明し得るかとか、こんなこと考えると第一段階としては、そこまで含まずにいこうではないかと、こういう結論だったように思っております。理由はいろいろありますが、結論的にはそういうところになったというふうに思っております。

Ｄ委員 私から、この点で気になるんです。この点自身はこれでいいのかなという気がするんですが、法律の中に税その他について配慮する、少なくとも考えるというのがありますね。これがここに書かれていると、あのことは必要はなくなるというふうにはなりません。具体的には、PFI法第4条第4項、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項というのが考えなければいけない問題として提起されているわけです。ここでVFMをこういうふうに定義しちゃうと、その問題はすっと飛んでしまうということの理解の上でここを読んでいいですか。

山内部会長 それは前からの議論でありまして、実際の算定のことについてと、それからPFIを推進するためにどういう税制改正が必要かとか、そういった点というのはちょっとフェーズが違うのではないかという議論をしてきたわけでありまして。

事務当局 ちょっと念のため申し上げますけれども、恐らくD委員が言われたのは、4条ではなくて16条ではないかと思うんですが、4条は基本方針でそういうものがあるときには、そういうことをちゃんと書いておけということですが、16条で必要な法制及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な税制上及び金融上の支援を行うものとするということで、実はこれは毎年税制改正という作業があるわけございまして、その中で各省庁が必要だと思ふものについては、税制改正要望を出しまして議論をしております。既に昨年の段階で一定の港湾施設について二分の一固定資産税を減額するか、特別土地保有税の非課税は11年度、一昨年だろうと思います。各省庁からいくつかの税制改正要望が出て、その中で例えPFIであっても、PFI事業と同じように民間でもやるようなものもあるだろう。そうすると民間の全く同じような事業、それがPFIでなくてもできるようなものであれば、ちょっとそれは難しいのではないかと色々な御議論をされているわけです。例えば、これは公共施設としてつくったけれども、いつでも民間のものに転換できるとか、そういうものについては税制上別の意味のイコールフットィングの問題があるんじゃないとか、そういう御議論を踏まえて毎年の税制改正の中である程度物事が具体化して、そういう事業についての色々な制度が整えられることと併せて税制改正の議論がされているということだと思います。

例えば、先ほどのVFMの計算でも、特別土地保有税であれば最初からないという計算になりますし、両方同じように比べられるものであれば特に考慮することはないということになります。それから、場合によって、これはいつまで経っても民間と競争があるとか、公共施設のものから民間に移転するかもしれないとか、そういうものについては理論上もひけないというようなことになるだろう。そういうふうな整理ではないかと思ひます。

C委員 数点確認と問題の指摘だけ申し上げたいと思ひます。最初に、このVFMについてでございますが、これを発表するに当たりまして、当然と言えば当然であると思ひますけれども、法律と基本方針の内容に沿っている、そういうことが第一の大原則になるんだろうと思ひます。第二点目は比較をする。それがVFMだと。これについて適切に比較をしているということが原則になるだろう、こういうことをまず第一に考える。

二点目は、1(1)の で「事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」という表現がございますが、これは言ってみれば、例えば、現在でも議会で承認されるような長期債務負担行為の金額とは全く異なる概念であるということを確認したいと思ひます。当然のことでございますが、これはLCCということになりますと、割り引いた金額でございますから、金額そのものと議会で直接承認を得る金額というのは、生の数字でございますから当然に異なるという理解でよろしいかと、これを確認をしたいと思ひます。

三点目は、1の でございますが、「期待できる公共サービス水準の向上がPSCやPFI事業のLCCと同一の尺度で定量化できることが前提条件となる」と、これは当然なのでございますが、議論の中で、定量化できるものだけではなくて、定性的な事項の中にはなかなか難しいものも多いと。そういう中で考えますと、どちらが優れているかという

比較をするについては、8月1日に事務局の方から御質問があって、私の方で意見を出してございますが、必ずしも効果をそのまま定量化できない場合には、同一水準に想定してコストで比較をするというのを提言してもございますから、多分そういうことで比較ができるのだろーと思ひます。だから、ここで言い切ってしまうのではなくて、その余地を認めていただく方がいいのではないかというふうに思ひます。これは三点目です。

四点目は、1の(2)、これはさっきちょっと議論が出ましたけれども、「可能な限り」の中に負担ということがありますけれども、現金的な支出だけではなくて、公的財政負担という場合には様々な形の支援が入ってくるので、その場合にはきちんとVFMを計算すべきだという議論があったかと思ひますが、それを踏まえて、これは先送りになるかもしれないけれども、きちんとその範囲を決めた方がいいんじゃないか。境界が曖昧ですと、かなり恣意的にVFMをやらなくてもPFIだとか、いや、そうじゃないかとかいう議論になってしまうおそれがありますので、この辺は、バージョン2でもいいですけども、定義をした方がいいのではないか。

五点目は、2の(2)でございますけれども、ここにつきましては、冒頭確認申し上げました法律と基本方針に沿った内容でなければいけないでしょうということと、比較をきちんとしなければならぬ、こういう意味で言ひますと、ここで第一の方法として、PSCの計算を従来の現金支出の額をPSCの計算根拠とするというのが第一に出てきておりますが、これは私が反対をしております、それは皆さんに意見書として提出してございます。ここでの問題は、意見が違ふという問題以前のことといたしまして、基本方針の-3(2)に、将来の費用というのは明確に書いてあるわけです。その前に支出という、つまり現金支出に当たる言葉も入っているわけです。ということは将来の費用、これは財政負担になるわけでございますが、これは決して現金支出を意味していないということは、私なんか見ても明確にそういうことを言っているんだろーと思ひます。少なくとも会計的にみれば、現金支出というのは必ずしも費用でないということははっきりしていますから、つまり基本方針に書かれていることに沿っていないという意見があつてしかるべきだと思ひますが、それに対してきちんと答えられるのか。先ほど座長の方から理由をおっしゃいましたけれども、私は未だかつて、これで正当であるという明快な理由というのは実は伺っていないわけで、私に説明しろというよりは、当然質問があるであろうから、その場合に理論的に現金支出でもいいんだと、便宜的に当面難しいからしないとか、そういう次元の問題ではなくて、そもそもいいんだという理由がちゃんと説明できるのかということをもまず申し上げて。

その次に、他に同じ土俵で比較しなければならない。私の意見書にも書いてございますけれども、全額税金を投入した場合には実は全額エクイティーを負担するということになりまして、これは何を意味するかと申ひますと、金利ゼロ、リスクゼロの資金で調達して事業を行うと、こういうことになるわけです。これは必ずしも平等ではない。丸い土俵の相撲と四角いリングのキックボクシングをばらばらに勝負してどっちが強いかと言ひてい

るようなものでございますので、ちょっとこれは適切ではないだろう。つまり比較する以上は基準を同一して比較しなければ意味がない。これは比較する上の原則だろうと思います。だから、第一の方法として、比較にならないようなものを持ってくるというのはやはり問題があるということを目指したいと思います。いずれにしても、どういう方法であれ、そういう疑問に対してきちんと答えられ理由が明示されねばならないと、こういうことだと思います。

その次に、ずっと飛びますが、4の(2)適切な調整で、先程来議論がありましたのでございますが、の現行制度に基づいた調整、これは言わずもがなの確認でございますが、ここで言う現行制度というのが税制とか、補助金の制度についての現行制度ということだと思いますが、それでよろしいのかと。

次に、同じことなんでしょうが、先ほどの話で国か地方公共団体かという事例の中で都と区という違いが実はあります。都と区とどう違うかといいますと、実は県と市町村の違いは、県の方には不動産の取得税が入りますけれども、市には入らない。市の方には固定資産税が入るけれども、県の方には入らない。ところが、都の場合は、都には不動産関係の税金は入ってくるのですが、区には一切入って来ないんです。つまり特例なんです。国の中でここだけちょっと特殊なんです。そういうことも含めて考えますと、今、各省については国と一体だという御議論なんでもございますが、都と区という関係について、都で一体なのか、それについては質問でございます。

最後に、4の(2)で、先ほどE専門委員がおっしゃられましたので、そういうことがあるかと思いますが、このでその他の調整項目というのがあるというふうに書いてございますが、具体的にこれは何なのかということを知りたいと思います。あまり議論として、その他調整するという議論が私の記憶ではなかったかと思いますが、ちょっとイメージ的に何のことを言っているのかよくわからないので、御説明願いたいと思います。

山内部長 いくつかありまして、最初のは私が答えた方がいいと思います。最初の2つはおっしゃるとおりだと思います。その御意見に関連するというか、筋書きになっておりまして、2の(2)ですね。ここにするという形になっておるわけですが、この問題はワーキンググループに出られていない方もいらっしゃるんで、少し説明しようかと思いますけれども、要するに費用とは何か、費用という言葉自体の問題もありますね。比較するものは何か、こういうことだと思うんです。ワーキンググループの時点で、私はC委員のおっしゃることがよくわかるし、私もそういう考えも持っているというふうに申し上げたんですが、あれからいろいろ考えてみて、私は自分の説を変える気はないのですが、出発点はどこで見るかの違いになるんだと思うんです。コスト発生主義で考えるということと、我々エコノミストが、どんなものにもリソースには機会費用があって、その機会費用をカウントすべきだというのは結論として一緒になるわけですが、それとは違って、この間の議論もそうでしたけれども、例えば、ここの全体のガイドラインの基本的な流れが今の現状で税制がこうである、あるいは制度がこうであるというところから出発していますので、

もしもそこから出発して考えるのであれば、比較するものは現状で出ていくお金という、こういう比較の仕方だってあり得るんじゃないかという考え方も成り立つとは思うんです。

Ｃ委員 現状は現在の公共事業がある。それはそれでいいんです。別にそれについてクレームをつけているわけではなくて、PFIという新しい制度があって、それは単一事業で、その事業の効率を見るといった場合に、従来 of 公共財会計では不適切ではないですかという問題があるんです。

山内部会長 ですから、従来 of 公共財会計では不適切ではないかとい御意見は御意見としてあって、そうではない御意見もあるわけです。

Ｃ委員 それを具体的に私はまだ示していただけていないので、何とも反論しようがないんです。

西野部会長 恐縮なんですけど、実は今聞いておりますとワーキンググループの中での議論で、それは他の人はみな理解をしております、他の人からコメントが出ればいいんですけど、ワーキンググループの中で一応暫定的にきていけば、見直すにしても、今日は時間に限りがありますので、ワーキンググループの方でもう一度。ちょっときりがなくなるというか、もともとは7時までの予定で大変遅れておまして、第3ワーキンググループはどうなるか心配しているものですから、よろしく願いいたします。

山内部会長 ワーキンググループでもこのために随分時間を費やしておりますので、その結論はこうだということをお話をさせていただいて。その他いくつか御指摘をされた点では、1の で余地を残すというのは具体的にどういう御意見ですか。

Ｃ委員 これは、要するに定量化できないような、要するに定性的な事項、これも多いだろう。その場合の比較をどうやってつけるかというときに、定量化できるというふうに言い切っちゃうと、できないやつはできないということになっちゃいますので、コストで比較すれば可能な方法もあるからという余地を残していただければということです。

山内部会長 例えば非常にそれが明確になるようなケースは。

Ｃ委員 例えば、1,000人のところを1,500人できますという別なものがあって、それを比較する場合に1,500人はいいじゃないか。片一方を1,500人にするためのコストの増加分を足してやれば一応比較ができるから、そのこと自体の効用の定量化はできなくても、できるんじゃないですかと言っているわけです。

山内部会長 私の感覚では、今のは定量化しているような感じですが。

Ｃ委員 定量化しているわけですね。効用そのものじゃなくて。

山内部会長 ただ、比較実態は効用という議論までし出すとかなり茫漠としてくる。

Ｃ委員 だから、公共サービスの水準の向上が定量化できると読めちゃうので、それに関する定量化ができればいいということだと思っんです。

山内部会長 これは表現の問題等を含めてですね。

Ｃ委員 そうですね。ちょっと考えていただきたい。

山内部会長 それから他の御指摘は、4の(2)、一つは現行制度というのは、さっきの

御認識で恐らくいいんだらうと思いますが、そういう形で書かれているわけですね。

事務局 そうです。ここはもともと基本方針の文章にありましたように、財政上の支援であるとか、あるいは税収等のその他の収入というところを受けて書いてございますので。

山内部会長 その意味では、税制とか、補助金等について現行と、そういうことですね。

Ｃ委員 私の質問した趣旨が、ここに現行制度というのがあるから、これは税制と補助金のことであって、全体について現行制度を前提にしているわけではありませんねという確認でございます。

山内部会長 全体とおっしゃるのは他に何か。

Ｃ委員 先程の会計方式もそうでございますが、そこまで広げてやっているんじゃないくて、たまたま税金はかかるから現行制度の税金について考慮しなさい。そういう意味ですねという仮定です。

山内部会長 そういうことです。それに関連して次の御質問がありますか。

Ｃ委員 これは参考でございますが、国と一体でやっていると言算した場合に、県と市という問題がありますけれども、都なんかの場合は。

山内部会長 東京都の場合は区が問題があるということですが、ただ、これは国のガイドラインですからということになるのですが。

Ｃ委員 ある程度その辺のところの考え方だけ言ってやらないと、税金があるかないかという尺度でやるのか。どういうふうに括るのか。国、都道府県、あるいは公共法人という括りで切るのか。要するに切り方がある程度言ってやらないと判断が難しいだらうと。

山内部会長 基本的に実施主体といえますか、公共側のその主体を中心として明らかになるような税制の調整ということですね。

Ｃ委員 その属性を言ってあげれば、法律では三つに分かれていますから、三つ分けというのがまず前提で、その中で問題になるのは地方で、地方を県と市町村レベルで分けるというふうに分けるか。その辺の考え方ですね。

Ｅ専門委員 この部分で先ほどのお話と関連しますけれども、議論が決着していなかったような感じなので、要は国と地方の差異というのはこの際は無視をするというか、それぞれにしてしまうという結論なのか、あるいはこの真ん中辺に「当該公共施設等の管理者等として」とあるものですから、その場所によって変わってきちゃうわけです。税収があるものは、それをカウントしなさいとなっていれば、どう判断されるかわかりませんが、今のような話もはっきりしていないと言え、はっきりしなくなりますけれども。

山内部会長 これは事務局いかがですか。

事務局 このところについては、ワーキンググループの中で議論がありまして、実際に参考とする地公体の場合、自分のところに入って来ない税金まで含めた格好では基本的に説明ができないというようなことで、ここに書いてある文章というのは、現行の制度でその事業に係る公共施設等の管理者等の財政負担であるとか、収入という書き方をして

いるのは、まさに公共団体に当てはめた場合の単位として考える。ただし国の場合には、例えば、収入がそれぞれの各省庁に入るわけではなくて、歳入としては基本的に1ヵ所にまとまって入りますので、そういうものまで含めて別々に考えるのかといったような御質問もありましたので、国のところについては、こういうふうにきちんと国として一体的に考えるというふうに明記をしているということでもあります。

C委員 繰り返しになりますが、都と区もそういう関係なんですね。区には全く入らないので、だから、そういう括りだということを明確にしていないと困るんじゃないかと思えます。

山内部会長 その辺明確にしないとというのが御意見ということですね。

C委員 私はどっちかという、本当はVFMは国にしますから、書いちゃうときには言っちゃないと混乱するんでしょうね。

山内部会長 ワーキンググループの方で一応こういうことでまとまっておりますので、今の御指摘、明確性を出すという御指摘はそのとおりだと思いますが、こういう形にさせていただこうかというふうに思います。

それから最後の4の(2)のところは、先ほども議論になりましたので、もう少し明確になるような表現を使うということですね。

西野部会長 大変恐縮なんですけど、7時までという約束で進んでおりますので、他に特にどうしてもというのがなければ、第3WGに移りたいと思います。

H専門委員 2の(1)の算定の前提条件で「事業形態を前提として計算するものとする」。その次の(2)の算定方法で「経費を積み上げる」と書かれている。PFIの方は3(2)のに類似事業に関する実態調査、市場調査等という書き振りをされて、片やPSCが予定価格的性格を持っているということで、この計算のレベル、例えば、通常の公共事業でしたら実施設計、あるいは詳細設計をやって材料を積み上げて予定価格を積み上げる。ここで時々議論になるのは、どの程度のレベルまでPSCを積み上げるんだということです。第1ワーキンググループのときは基本設計のレベルでもよいといったコメントを1回出させてもらったことがあるんですけど、計算するものとするというだけ書いてしまうと細かく積み上げていかなきゃいけない、そんな議論も出てくるので、多少実施設計までする必要はないとか、あるいは基本設計のレベルでいいとか、そういったコメントがあってもいいのかなということを意見として申し上げます。

山内部会長 具体的にPFI事業のLCCのときにどの程度の粗さといいますか、どこまでやるかということを書いた方がいいという御意見ですね。

H専門委員 そうですね。PFIの方は粗くてもいいよみたいな書き振りなんですけれども、PSCの方は。

山内部会長 PSCの方ですか。いずれにしても、時間の問題があるのでちょっと検討させていただいて、書けるところを書くということにさせていただきます。

西野部会長 今の件よろしくお願ひします。それでは、時間が詰まっておりますので、

恐縮でございますが、第3ワーキンググループについて前田座長から御報告をお願いいたします。

前田部会長代理 第3ワーキンググループの方で検討してまいりましたリスク分担等に関するガイドラインのたたき台（案）について御説明させていただきます。

前回にも多少構造については申し上げましたが、このガイドラインの案文、第3ワーキンググループの案文は3つの部分から成り立っています。一の部分がいわば総論部分。二の部分が各論部分。最後の三の部分がその他の留意事項となっておりまして、二の各論の部分については、第1点目が、それぞれの事業のステップごとにどういうリスクがあるということを検討して、代表的なものを例示しました。できる限りにおいてそれぞれのリスクの要素に関して留意点を書いていく。

なお、基本的にはリスク分担についてガイドラインでもって、こういうリスクについてはどっちが負担すべきということまでは到底書けませんし、それはガイドラインの目的でもございませんので、リスク分担を検討するに当たって、どういうことに留意してください。こういう書き振りになっております。

ところで、協定のところまで踏み込むかという点についてはあまりに時間がない。まずは、それぞれのリスク、どういう要素がありますかということとともに、それぞれのリスクについて、どういうことに留意した上で、そのリスク分担を考えればいいのでしょうかという問題をある程度解決をする。やはりPFI事業という限りにおいては、民間の創意工夫ということがございますので、PFIに関する契約というのは、実際公表されたものとしては都の金町浄水場のものぐらいしかないと思いますので、全然誰も知らない段階で協定の中身に踏み込んで、どうすべき、こうべきということはちょっと議論ができなかった。

したがって、二の中でリスクの検討に当たっての留意点とともにPFIの事例がたくさんありますれば、こういうリスク分担について、こういうことを考えつつ分担しましたということになるんでしょうけれども、ここで挙げておりますのは一般的な参考例で、こういう例で、これに従いなさいということにならない程度に、公共工事で用いられてきた契約の例を出しているということにしております。

こういうことを前提にして、概要を御説明申し上げます。

まず、一の「リスクの分担等の基本的留意点について」、これが総論でございます。1の部分というのが、リスクとはどういうものでしょうか、どういうふうに考えていきましょうかというリスクについての考え方でございます。リスクといっても、実際に議論する際はいろんな形で定義付けることができますので、ここのガイドラインで申し上げているリスクというのは、事業期間中に発生する可能性があるものにしましょう。それについては事由のいかんを問わず、予見し得ない事由であれば全部そこに含むことにしましょう。その結果、損失、コスト負担の増が生じますということとしております。

それとともに、帰責事由の有無という観点だけからリスクを切り分けたりはしておりません。読んだときに読みにくいところがあるかもわかりませんが、それはなるべく平板な

形でリスク分担を考えてみましょう。要は定義で申し上げましたようなリスクをどちらの当事者が負担するのが適当でしょうかという議論をする際に、帰責事由だけで切り分けることはしなかったということです。

2ですが、これは協定等でできる限り明確にしましょう。これは当然のことなんですけれども、リスク分担についてキーワードでありますところの「リスクを最もよく管理することができる」というのはどういうことを意味するんでしょうかということで、(1)、(2)、(3)、(4)という角度から検討してございます。リスク分担を考える上で、リスクを最もよく管理するという以上は、そのリスクというのは何が原因で発生したのか、何が原因なのかという点。それから(2)では選定事業に対する影響の大きさ。(3)においてはリスクを分担するものというのは、言葉を代えて言った場合には、より小さな費用で防ぎ得るという対応能力ではないだろうか。(4)では、一定額までは誰かが負担する、一定割合のリスクシェアリングで負担する、その組み合わせ等。この場合に、負担能力を考慮しつつリスク分担を検討すべきであろうということを付記してございます。

3ですが、ここでのポイントは、リスク分担というのは事業ごとに異なってきますので、それに留意してくださいということとともに、上の方で既に述べておりますが、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては協定等において予めこれを規定しておくということで、不明確さをなくしていこうという立場をとっております。

4につきましては、いわゆる三セクについての留意事項を示してございます。

さて次に、二で各論に入るわけですが、これについても先ほど申し上げましたような形で、リスク分担というのは事業ごとに異なるから、以下で述べるところの具体的な例について、これがすべてではないということとともに、これ以外のものもあれば、ここに載っていることが関係ないこともあるということをまず示した上で、二の中でさらにフェーズごとの各論に入っています。

二におきましては、PFI事業が何を含むかという議論もございましたので、どういう切り方をするかということはあったんですけれども、一応ステップごとに分かれまして、1で「調査、設計に係るリスク」、2で「用地確保に係るリスク」、3で「建設に係るリスク」、4で「維持管理、運営に係るリスク」、5で「事業終了段階でのリスク」、6で「各段階に共通に関連するリスク」という区分けにして、それぞれのフェーズごとにどういうリスクがあり得るのかという例示をまず致しております。

1の「調査・設計に係るリスク」、これはどういうものがあるだろうか。これだけでPFI事業が終わってしまうということは、実社会ではないんでしょうけれども、有り様としては遅延があったり、コストの超過があったり、あるいはでき上がったものに瑕疵があるというようなリスクが想定できます。こうした場合に、参考として付記したのは、

では現場説明等々については十分にこれを行う。それでもってリスクを軽減することが可能である。では、BTOの場合に一旦そこで切れてしまいます。切れてしまいますが、事業としては連続性があるので後段階に向かって影響が残る。それについての対応策を検

討しておいてはということを書いております。

この調査・設計段階に係るリスクについて、(2)ですけれども、どういうところに留意しつつ検討すべきかということで、まず、個々の選定事業に即して行うこと。2番目は選定事業者に対する関与の度合いというのは必要最小限のものにしよう。3番目が権利義務関係、つまり業務分担等については明確に規定しよう。4番目は公共側の関与の程度によって選定事業に及ぼす影響が違ってきますので、それについて配慮して公共側のリスク分担を検討しましょうということを述べております。

参考として、 のところでミクロの、要は公共側の民間選定事業者に対する関与の度合いが高い場合には、かえって適切な成果が出てこないこともあります。そういう留意点でございます。 で公共側が発注内容を何らかの理由で変えた場合には、当然増加費用は公共側で負担することになるのではないかという留意事項、等を書いております。

(3)が環境影響評価に係る手続等の場合の留意点ということで、大きな変更があり得るものについては、予め業務分担やリスク分担を協定等で明記しておくこととしております。

2が「用地確保に係るリスク」。これについても同様に、これがPFI事業の一部を構成しているかどうかにかかわらず、遅延のリスクあるいはコストの超過のリスクが考えられる。これについても同様に留意をすべきことを述べております。

3が「建設に係るリスク」。これも同様に(1)で遅延のリスク、コスト超過のリスク、それから第三者に及ぼす損害、工事目的物の瑕疵というリスクが考えられる。

これについて参考 として、工事が遅延する原因やその影響、またここで言っている工事完成という言葉、建設について工事完成というものが入るわけですが、物理的な意味での物の完成のみならず、ある要求された水準のサービスを提供できるところまで物が完成しておる。性能発注の場合には、そのレベルまで必要なんだということを、参考として述べております。 において、これは約定費用の超過としてどういうものが考えられるかということを述べております。 ですけれども、これはBTOの場合です。本来的に恐らくBTOをとった場合にどういう問題が起こってくるか、それは建設段階のリスクと運営段階のリスクとが場合によっては分かれてしまいます。したがって、その場合の瑕疵修補等に関する明確な規定が必要であるということを述べております。 で、これは先ほど申し上げました公共工事で用いられる約款、工事請負約款の例を挙げております。ここで、第3ワーキンググループで留意した点は、こういうものを中途半端にというか、こういうものが代表例だというように読まれるような形で挙げることによって、かえってPFI事業の当事者間のリスク分担の柔軟性が失われる危険を考えました。したがって、穏やかな形で引用するように努め、後の三の1でも原則ではないことと示しております。

(2)では先程と同様に、ここで検討に当たっての基本的な留意事項を示し、参考として、公共工事の請負約款等の例を引いております。

4の維持管理等のリスクとしては、相当多々挙げることができるであろうということで、ここでは運営の開始が遅延した。あるいは2番目として、端的に言うならば需要の見込み

違い。3番目に維持管理・運営の中断が起こってしまった。4番目に維持管理・運営に関するコストが見積りを超えてしまいました。施設の損傷、それから事故の場合、技術革新の場合、それから修繕部分等の瑕疵の場合が想定されるということで、これに関して(1)から順々に留意点を述べております。

この中では、特に何かものすごく大きく議論があったという部分もないんですけども、(2)のところで需要リスクというんですか、こういうものが想定される。これについて参考の で、サービス料の支払い等の取り決めそのものがリスク分担を決めることになってしまう。 ではサービス料の取り決めの例を示しておるわけですけども、これは具体的な事業、もう少し例が出て来ないとなかなか具体的な話にはなりにくいところかもわかりません。目下のところは分かる範囲でこのような記載にしております。次に (3)、(4)、(5)、それから(6)、この辺りまでは大体想像がつく話と。ちょっと議論が出て、どういう事態になるのか想定しづらかったというのが(7)の技術革新によるリスクが顕在化する場合ですが、その議論としては、特段法令の変更があって要求水準が上がって、それで技術の陳腐化が起こるといっても、口にありますような場合ですと、当初予想もしないような形で技術が陳腐化してしまったという場合にどういうふうにしようかということを含めて、協定等で規定するように書いております。こういうケースが具体的にどの程度あるのか、これも事業ごとの話ですので、なかなか難しかりょうということは承知しております。

5で「事業終了段階でのリスク」。この中では選定事業者がいわゆるSPCであった場合に、もしもこれをBOOという形で事業者の方で施設を収去するという義務を負わそうとした場合には、協定でその旨を規定するのみならず、その費用を現にどのような形で確保するかということについても留意をしておく必要があるということを規定しております。

最後に、6で各段階に共通に関連するリスク。これは各論としては、主として両当事者の責めに帰すべからざる事由として挙げられるものを挙げております。

まず、(1)の不可抗力につきましては、不可抗力の結果、追加の費用が発生する場合に当然どちらの当事者がこれを負担するか規定する必要があるわけです。ところが、御承知のように不可抗力の難しさというのは、不可抗力という言葉自体が明確な定義があるわけでもない。したがって、参考 のところで何が不可抗力に当たるかについて、少し内容について立ち入って基準でも決めた方がいいのではないかとということで、この部分は触れてございます。それから不可抗力について参考にさせていただくという意味で、 では保険その他いろいろな金融技術があるということ。これを考慮した上で検討してもらいたいということを触れてございます。

(2)ですけれども、これがC委員がよくおっしゃっておられるマクロリスクの代表的な事例という形になるわけです。これは長期の事業を継続をしようとするれば、当然こういうふうな変動、こういうふうなリスクを考慮する必要があるわけですけども、こういう場合のリスク分担を考えていく上での参考として、例えば、 のところで、物価変動が発生するような場合に、ある指標でもって見ていくということを当事者で決めておいてはという

ことを示しております。それから、金利等の動きについては、 のところで金利スワップ等々の解決策があるということを書くとともに、この のところの最後の部分ですけれども、なかなか10年、20年の長期のヘッジをしようとする、これは必ずしも容易なわけではなくて、民間事業者がこれをやる場合に、直接は銀行を相手とするんでしょうけれども、銀行も今後どうなるかわからないという伊藤専門委員からの指摘もございますので、これはちょっと付記することにいたしました。ですから、すべてのリスクを銀行に転嫁することによって、選定事業者がすべてのリスクを転嫁できるわけではない。公共側から見た場合に、それを選定事業者に押しつけて、それを銀行に振れば、それで事が足りるというわけではなくて、選定事業者の裏にある、銀行のリスクを吸収する限られた能力のことまで考えてくださいということを示しております。

(3)の部分が、これがいわゆる法令の変更等の部分。

(4)が許認可の取得等による部分。こういう形でリスク分担の考え方について考えるべき要素を挙げております。

最後に、三のその他の留意事項として、1、2、3、4、5といくつかの留意事項を挙げているわけですが、1からいきますと、このワーキンググループで議論したこと、この前に記載しておることがあくまでも素材であって、これが結論ではない。またいろんな例外も考え得るということにしませんと、どうしても引き写しになってしまって、まだ未成熟なPFIが非常に不安定なものになるんじゃないだろうかということでも我々の危惧から、しつこいかもしれませんが書いてございます。

2のポイントですけれども、これはリスク分担について基本的な考え方を実施方針等で示しておるわけですけれども、この場合には、当然民間事業者等の提案等々によって変更することもあり得ます。それ以上にやはり入札ということ考えた場合には、これは公平性の観点だと思いますが、やはり事前のマーケット調査によって民間事業者の意向がどのようにあるのか。あまり無理な提案、募集行為に入ることがいかななものかということもございまして、留意点として記してございます。

3については、これも再三述べておりますけれども、選定当事者が選定事業以外の事業に従事する場合の留意点として、当然のことながら、選定事業以外の事業のリスクを極力排除するような形で事業を組み立ててくださいという留意点でございます。

4がファイナンスの点で、ファイナンスがいつでも可能なわけではない。日本の場合、あまりアベラビリティリスクにさらされていないわけですけれども、そういうこともございますので、仮に選定事業者が非常にいい条件でファイナンスが受けられると考えていても、それが現に可能かどうかという問題はあろうかと思えます。そうした場合にどういふ方策をとるのか、それを決めておくことが望ましいということでございます。

最後の5は、リスクを予め早い段階で把握できるようにするために、十分な手立てを立てる必要がある。それについて協定等に合意しておく必要があるということを書いてございます。

以上、第3ワーキンググループでは、協定に入る直前のところまで、要はリスク分担を考える上で、何に留意して検討すればいいかということまで進んで、もう少しマーケットの成熟を見て、もう少しケースが出てくるのを見て、多く人の御意見を頂戴して検討するという方向で案をまとめてございます。したがって、西野部会長がおっしゃったように、今後継続して検討されるということを我々としても理解した上で取りまとめました。

西野部会長 どうもありがとうございました。聞いておりますと非常によく書かれておりまして、あまり異論がないのではないかと期待をしていますが、ひょっとすると抜けていることがあるのかなという気がしながらも、書かれていること自体は非常にまとまなかとそう思っております。

後は、前田委員にお願いします。

A 専門委員 手短かにいきます。最後の部分なんですけれども、プロセスの4 - 1の(6)番を見ていただきますと、総合評価一般競争入札で行うということにおきまして、「募集内容に関する公共施設等・・・」から始まって、「募集に当たっては、契約書案を添付すること又は入札説明書」ということがここに書かれているんです。一般競争入札ということで、我々は推進されたしというお話になっているわけなんですけれども、この契約書案というのが非常に重要な意味を持つことになってきたんです。ですから、今、委員の方からお話ございましたが、協定のところに対して、やはり形あるものを早急につくっていただきたい。そうじゃないと、これは大変困難な局面というか事態を迎えることになるので、そういう面で再度その点については強調させていただきたいというふうに思います。

それからリスクの問題で、今、座長のお話にありましたように、すばらしい文章がきらめきのごとく出ているわけなんですけれども、一つは-3の の工事目的物の瑕疵の問題なんです、これがここで出ていまして、それから維持管理・運営のところでは何度か顔を出してくるんですけれども、恐らく、ここで言っている項目としては建設に係るリスクなんですけれども、ここで言われているのは、建設期間中における瑕疵ではなくて、建設が終わって、完工が終わって、引き渡しがあって、それから維持管理段階で出てくるものではないかなというふうに思うわけです。

ひとつここで私の方から指摘させていただきたいのは、これがB T Oであろうと、B O Tであろうとこれは全く同じ問題なんです。と申しますのは、B O Tの場合であっても、B T Oの場合であっても、P F I事業会社のキャッシュフローというのがそこで出てまいります。このキャッシュフローにおいて、ここで想定しているような工事期間中に、実は内在していた大きなミスが運営期間中にリスクが発生して、そしてそれが大変大きなコストを生むということをおある程度ここで想定しているわけなんですけれども、それはB O Tのキャッシュフローであろうと、B T Oのキャッシュフローであろうとその部分は賄えないんです。ですから、ここで書かれていますように、「選定事業者への瑕疵の修補、損害賠償の請求期間を定めるとともに、当該瑕疵の補修に要する」という文章があるわけなんですけれども、この文章はB T Oのみならず、B O Tの場合も同様に想定されていなくてはならないはずなん

です。ですから、B T Oだからこうだとか、B O Tだからこうだとかということではなくて、もしこのリスク、すなわちこのコストがP F I事業会社の継続性に大きな問題を起こすということであるならば、これはそういう前提に立って、これをお示しいただきたいというふうに思うわけです。その点について御質問させていただきます。

前田部会長代理 第一番目の契約書の案文であるか、契約条件規定書という形になるか。これはA専門委員の御指摘のとおり、入札条件を構成するものですから、本来入札のときに、コマーシャルな意味での基本的な条件が全部出ていないと、これはおかしかろうというのは私よく承知しておるんです。ですから、こういう今回のガイドラインでどうするかということは別にして、少なくともどの辺りのものを出すべきかという議論は今後進める必要があろう。それは極めてピュアな部分だと思います。現実に今出ておりますP F Iの案件がちょっと時間的にタイトなものですから、私の個人的な知見を含めて申し上げて非常に申しわけないんですけども、今の速度でやりますと、契約条件規定書の準備すらかな難しいほどきついスケジュールなんです。ですから、同種の案件が繰り返してマーケットに出てくるようになれば、大体先人の知恵を拝借して、それでもって基本的なところを決めていこうということになると思います。ですから、A専門委員が御指摘の点というのは誠にもっともだと思いますが、時間とともにある程度解決されるのであろうということとともに、今後、継続して審議していくということになるものと承知しております。

二番目の点でB T OとB O Tの違いですが、A専門委員がおっしゃったように、工事段階での瑕疵が結果的に要求される水準の公共サービスの提供を阻害する。したがって、キャッシュフローが十分に出て来ずに返済が滞る。まさにそのとおりなんですけれども、多少法律家として述べるならば、ちょっとだけ違いがございまして、建設段階で隠れた瑕疵があって、その瑕疵をB T Oの場合には一旦所有権を公共側に移転するものですので、そこで建設部分が切れてしまうという解釈をとった場合には、操業、運営の段階に入った後にその瑕疵が発現した。しかも、それがあつた程度時間の経った後には、建設契約のカバーする範囲ではない。建設契約に基づく私法請求権というのはなくなると通常考えられているので、その部分についてどうするのか留意をするように、従来民法程度とするか、もっと長く取るのかということ、ここで注意的に記載しております。

なお、日本では目下のところ、B O Tであったり、B O Oであるわけなんですけれども、いろんな形で、主として税金の問題を軸にして、例えばB L Tであったり、いろんな形でのP F I事業は出てくると思われるんです。その時点になったときに、果たしてB T Oだと、形式上所有権を公共に移したがゆえに、公共はそれに伴って、こういうマイナス面を全部引き受ける。これが妥当かどうかまた別な話なんです。したがって、現時点で所有権の移転に伴い瑕疵の私法請求権について制限を受けるよというレベル、まだ、入門しかやっていないというレベルの現状についてのコメントだと、このようにA専門委員におかれましては御理解いただければ幸いです。

A専門委員 前田委員のおっしゃられていることはよくわかるんですけども、せつ

くの機会なので、私、実際に実務的をやっている、行政サイドとの話で、BOTにしたから、もうこの問題はないということではないんですよというふうに申し上げているんです。もしこの問題を想定するのであれば、その出資者である親会社が、こういう事態が発生した場合には、これと同様に責任を持ってください、費用を負担してくださいということを書かないと、キャッシュフローでは完全にいかれてしまいますから、継続性が失われてしまうわけです。ですから、BOTだけの問題じゃない。この問題はBOTであっても、BOTであっても、やはり同様に扱われるべきだということなことであるわけです。

事務当局 それについて申し上げますと、もちろんBOTかBOTかについて選定事業者の負担能力に特に差別をつけて考えているわけではなくて、4(5)の施設の損傷のところでございますけれども、「当該者の負担能力を勘案して」と負担能力について記述し、(6)事故のところも瑕疵の話がございますが、こちらも「追加的支出の当該者の負担能力を勘案して」ということで、全部BOTだから選定事業者が持つというような判断をするのはどうかということを明示してございます。

F 専門委員 大変御苦労さまでした。二つお伺いしたいんですが、一つはリスクの問題ですからやむを得ないと思いますけれども、「協定等で取り決める」という表現で全部終わっているところが多い。そのうち、できる限り協定等で規定するという「できる限り」が入っているところがあるわけです。「できる限り」とそれがついていないものと比較して考えてみまして、例えば、今おっしゃった施設の損傷というのは非常に重要な問題だと思うんですが、これにも「できる限り」というのが入ってまして、「できる限り」というのは必ずしもワンランク下という感じでもないような感じがいたしますが、この辺の「できる限り」というのは、通常でいくとワンランク下かなという感じですけども、その基準というのがどうかなと。決していじわるな質問ではなくて、読んでいて気になりました。

それから二つ目ですが、先ほど協定の内容についてはまだこれからだということなので、ぜひ今後のこととしてお願いしたいんですが、最後の三の3と4について、これは本当にどういう協定になるのか、例えば、3について「経済的合理性を勘案の上」とちゃんと書いてありますが、これはかなり難しい協定、我々も実際に会社にいろんな注文をつけて、この辺はなかなか今までも守られていなかった面がありまして、協定等でこれこれやるという話は、できればもう少し具体的に形にさせていただくとありがたいというのが一つ。もう一つ、4ですが、資金調達の問題は、先ほど選定の段階で不調という問題がありましたが、ファイナンスが付かなかった場合にどうするか。第1ワーキンググループの方の問題と、それから協定でこの辺がクリアできるのかどうか。例えば、資金調達が困難となった場合はどうするかという話ではなくて、それはもう不調じゃないかという感じもいたします。むしろ、それより当初見込まれたファイナンスの方法、方式がマーケットで調達できなかった場合というのは恐らく現実問題としてあると思いますが、ファイナンス自体が困難になった場合の対応というのはどういう形でやるのか。

前田部会長代理 まず第一点で、F 専門委員の御指摘の協定でというところが多過ぎる

というのは、本來說明の際に申し上げましたように、どっちが負担すべきということまでは書けなかったところでそういう場所が多くならざるを得ないわけです。個々の用語使いについては、これは事務局から。

事務局 本当は現状から考えますと非常に難しいことでしょうから、本当なら全部「できる限り」と書いてもよろしいかと思いますが、さすがにできる限りじゃまずいのではというものがあると思われまので、それについては「できる限り」は付けずに示しております。ただ、現実問題としては協定等を書きなさいよといっても無理なケースが多々あるとは思っております。

F 専門委員 先ほど言った施設の損傷というのは、これはできる限りじゃなくて、やはり必要なんじゃないかと。

事務局 施設の損傷のところも「など」が入っております、「など」には例えば不可抗力でどの程度壊れるかという話も入ってきますので、個々のケースについて全部想定して書けと言っても無理だろうと思われるわけですので、「できる限り」と入っているということです。

前田部会長代理 それからF 専門委員の御指摘の3の部分ですけれども、これはF 専門委員が委員をなさった件での御議論を念頭に置いての御指摘だろうと思います。まさに、弁護士としてやっておりましても、完全な形でスポンサーのリスクを排除するということはできないんです。通常どういうやり方をやっているかということ、この程度のリスクが残ったとしても、これで耐えられるかどうかという判断基準をとっているんです。したがって、なかなか例を挙げろと言われてもつらいわけなんですけれども、そのところで、これこそまさにどの程度だったら生き延びられるだろうかという、もう少し経験を踏まないとだめなような気がします。

ちなみに、別の事業をやるという場合には、例えば、別の法人をつくりましょうよと、そういうことがあるわけです。また例えば廃棄物処理の際に、一般廃棄物と産廃とを混焼するというケースですと、産廃に係る費用については、それは少なくともデットでは持たないようにしよう。産廃が入らなかったときにも、一般廃棄物だけの収入で運用益等々が賄えるというようにしよう。ですから、これは個別の案件によっていろいろ違ってくると思われま。ただ、あまりに経験されている例が少ないもので、なかなかこういう例を挙げるのは難しいということです。

F 専門委員 今の一廃、産廃というのはむしろ収入の話でしょう。これは資金調達、建築費ですから。

前田部会長代理 産廃をやることによってキャパシティを上げている。そこで増加額の問題です。それはいろんなプロジェクトがありますから、なかなか類型は挙げられないと思います。

F 専門委員 要するに私が申し上げたかったのは、資金調達が困難になった場合にどうするかという、協定で結んで、そこで対応していく形と、先ほど第1ワーキンググループ

で不調というところがありますね。そのところはちょっと調整をした方がいいかなと思います。

前田部会長代理 それは4の点だと思いますが、4の点で述べておるといのは、入札段階の話ではなくて、一旦契約が締結された後どういうふうにしますかという問題なんです。したがって、参考で書いていますように、当初、頭で支払いがなくて、サービスの供用が開始された後にしか収入が入らない場合に、サービス料が入ってくるまでの間、ファイナンスをつなぐ必要がある。公共側として考慮すべき事項ですよということをここでは述べております。

F 専門委員 わかりました。

G 専門委員 一つはちょっと具体的なことなんですけど、ここでいわゆる設計とか用地確保とかというものに対するリスクが挙がっているんですけど、用地確保に似たような形だと思んですけども、いわゆる合意形成というんですか、例えば地元の反対であるとかということ、誰がどういう時点でどういうリスクを持って対応するかというのは非常に重要な問題だと思うんです。用地確保等そういう意味の合意形成的なものは、どちらかという順序的に先に持ってきて、その後に設計、建設みたいな形で並べられた方が良いのではないかと。用地確保というのが途中でポツと入ってくるものですから。住民の反対等について、もちろん事業者自身のミスで起こるものについては当然事業者のリスク負担でしょうけど、初めからまだはっきりしないときにスタートしたような場合についてはどうするかということについてもきちっと決めておく必要があるんじゃないかということも含めて、今少し議論をお願いしたい。

もう一点は、プロセスのところでも話が出ましたが、いずれにしても公募時に挙げたいろんな条件については、それを前提として落札をするということが非常に大きな意味を持つと思うんです。そういう意味で、本当は協定書の案みもない中に全部入ってれば一番いいと思うんですが、そこまでいかないということで、せめてタームシートみたいなもので何かヒントを与えてはどうか。先ほど言われたように完全にシェアするのか、比率で分けるかとか、そういうことも含めて項目を挙げて記載をするぐらいのところまではぜひ書いてもらいたいということなんです。

その前提は何かといいますと、VFMでも議論があったんですが、VFMというのは一時に決まるものではなくて、段階ごとにいろいろ変化をしていくという中で、じゃ、どれを基本にしようかという議論があったんですが、リスクも実施方針をつくったときに、頭に浮かぶリスクと、それを公表することによって、いろんな意見として出てくるリスクが時間の経緯とともに煮詰まっていくと思うんです。特に日本の場合は他のことも含めてそうなんですけど、いわゆる競争入札ということで札を入れると、それで原則としては札が落ちるということを前提にすると、その前の段階で詰められることはできるだけ詰めるということで、実施方針、特定事業、公募段階に、質問も含めてできるだけたくさんの意見なり、疑問点を吸収して、協定案というのは無理だと思うんですが、そういうタームシート

的なものを参考として示すというレベルまで書いていただければというのが二点目です。

前田部会長代理 第一点目、2の用地確保に係るリスクの問題。これをどこに置くかについては、これは二の部分全体がどういう順番でものが起こってくるかという考えでしたので、特に「用地確保に係るリスク」をここに置かなければならないという強い必然性あったわけでは必ずしもないんです。どちらが読みやすいかなということを見つつ、我々の結論としては、用地確保というのはこの辺りでいいんじゃないかという判断でここに置きました。それ以上の他意はないんですけれども、G専門委員、そんなに分かりにくいですか。

G専門委員 ただ、合意形成みたいなものをもし加えるとすると、対みたいな形でひょっとすると前に出た方がいいんじゃないかという気がただけです。

事務局 住民等との合意については、二6の(6)の「許認可の取得等」のところで、地元関係者との交渉等として触れておりまして、こちらで全体に共通に関連するリスクとして見ていただいております。用地確保の場面でももちろん地元関係者の合意も必要でしょうけれども、先に用地を手当していても、いざ建設を始めたところ地域の住民の皆さんがものを言うてくることもありますから、そういうことからすると、どこかで立てて書くよりは、共通のところにまとめて書くということにしております。

それから、さっきおっしゃったタームシートのようなものまで含めて徐々によくしていただければというお話なんですけれども、それにつきましては、三の2ですけれども、実施方針で基本的なものを示すけれども、いろんな方の意見等を聞いて適切な時期までに詳細化、変更して構わないということを示しております。それから、なるべく詳しい説明をしてやってリスク軽減を図ってほしい趣旨で、二1の(1)の参考 に懇切丁寧に十分な説明等をして、リスク軽減を図ったらどうかということを示しております。

G専門委員 そういう意味で、よく読めばどこかに書いてあるということだと思んですが、協定ということがワーキンググループの論点の一つに挙がっているものですから、せめてそれを抜き出して、一番最後のところでも現況ではこうだと。もちろん、それには問題点もあると思うんですが、それも含めて出してもらおうと一つの指針になる気がするんですが。

前田部会長代理 三の最後の方で書いてある部分というのは、リスク等の検討から大分はみ出している部分ではないかと思えます。タームシートを付けるとか協定書の案文を付けるというのはプロセスで述べていただいた方がいいのか、どこで述べるのがいいのか。私、皆さんと第3ワーキンググループで議論しておったときに、募集を始めますね。それで、入札の段階までに実際変えられるのか。例えば登録をしますね。登録をする前に出した条件が登録した後で大きく変わる。これが本当にいいのかどうか私ちょっとよくわからない部分があるんです。

ですから、そういうところを考えると、これはリスク分担のここで述べるよりも、実はここまでの段階でやっておきなさい。条件を確定しておきなさいというふうにした方が親

切じゃないかという気がしてならんのです。そうすると先ほどの議論に戻ってみると、実施方針を出して、実施方針を出した後でマーケットサウンディングをやって、それで見積図書をとって、契約書案を含めて民間事業者がそれに応ずると。本来であるならば、こうこうこういうものじゃないと到底無理だよという声を聞いて、直して、実施方針の改定をやって、その上で公募に入っていくというぐらいの慎重さが必要だと思うんです。私、経験ないものですから、勝手なことを言っているのかどうかよくわからないんですが、もしもそういうふうにこの問題を詰めていくとすると、申しわけないんですけども、これは第1ワーキンググループのプロセスの問題になってしまうんじゃないかという気がいたします。

西野部会長 よろしゅうございますか。時間が1時間延びておりまして、よろしゅうございますでしょうか。

第1ワーキンググループと両方の問題なんですけれども、契約書の中に書いておかないと入札ができないというのも現実ですし、他の国ですと、入札を終えてからネゴのプロセスがあるものですから、割に無理なことを書いても、もちろん一番安くなるように入札図書というのは書くんですけれども、どちらがリスクをどうとった方がいいか、全体のコストが安くなるというふうにコンサルタントは非常に研究をいたしまして、この案件について書くわけです。それでもなおかつ応札者から見ると、ここを変えてもらった方がいいというのがありまして、入札図書の中にそれが入っているわけです。日本の場合には、実施方針の中に、民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項というのがありまして、当然そここのところに書かれなければいけないわけです。ただ、これを示した後で質疑がありまして、だんだん詳細化するというプロセスを応札する前に踏めるものですから、そこでこうした方が安くなりますよという提案が恐らく出てくるはずなんです。そういうことで、今のような書き方であってもいいのかなと思っております。

大分時間が過ぎまして恐縮ですが、もう一つ案件がありまして、申しわけございません。残りの資料の4ですが、ガイドラインの前文について、プロセスを例にとりまして、事務局と相談して一応簡単な案をつくってみました。取りあえず、こういうものをつくってみましたので、そんなに長い文ではございません。事務局から読んでいただけますか。

事務局 それでは読ませていただきます。これはプロセスに関するガイドラインの前文の案でございます。

本ガイドラインは、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手續について、その流れを概説するとともに、それぞれの手續における留意点を示すものである。国がPFI事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以

外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものである。

本ガイドラインは、各省庁が、法及び基本方針にのっとりた上で、PFI事業を円滑に実施するため、本ガイドラインに沿った考え方、方法等によらずにPFI事業を実施することを妨げるものではない。

なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。

西野部会長 ということだ目的が書いてあり、かなり柔軟な使い方ができるということも書いてありまして、きちっとしたガイドラインが一举にまとまるというわけでもないの、多少その辺の配慮がされております。実務上の参考資料でありますし、現状ではこういう多少柔らかい書き方をしておりますので、これでいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

G専門委員 非常に基本的なことなんですが、三つのワーキンググループのものを含めて全体を一つのガイドラインとするのじゃなくて、一つずつ別になるんですか。

西野部会長 そうならざるを得ないのかなと考えておりまして、どうも進度が揃わないものですから。

G専門委員 イギリスのタスクフォースが時々出しているみたいな形のイメージですね。

事務当局 当初のフリーディスカッションの中でも、できたものからガイドラインを出していく。パーツ、パーツで出していくという御議論があったものですから、それからイギリスの例も念頭に置いて、そうなるものかなというふうに事務方としては考えておりました。

西野部会長 そういう前提でつくってみまして、もし原則こういうものでよければ、多少御意見をいただいたものも入れながら、こういう前文を各ガイドラインにつけていくという、第一の例ということはいかがでしょう。

C委員 先ほど一つは議論があったんですが、順次改定をしていくとか、付け加えていくとかとありますので、最初の方に「その流れを概説するとともに」辺りに、「順次概説する」とかそういう文言があった方がいいのかなというのが一点です。

二点目は、「本ガイドラインに沿った考え方、方法等によらず、PFI事業を実施することを妨げるものではない。」、確かにリードすべきではないんですが、「ない」と言っちゃうと、ガイドラインを無視してもいいんだというような感じもしなくはないので、ガイドラインと違う方法をとって構わないんですが、ガイドラインで全部決めているわけではないということだと思えます。その場合には、「法律、基本方針に沿って」というのが一言入った方がいいのかなというふうに思います。

事務当局 その点に関して言えば、「法、基本方針にのっとりた上で」というのが入っていますし、それから、この方法によらずにというときの限定としては、PFI事業を円滑に実施するためということで、この方法によらずに、そっちの方がPFI事業を円滑に実施できるという場合にはということになりますので。

Ｃ委員 ＰＦＩじゃなくて、従来型でやるとかそういう意味ですね。

事務局 いえ違います。このガイドラインの方法によるよりも。

Ｃ委員 つまり、他の方法だけれども、ＰＦＩだと。

事務局 ＰＦＩというのは当然のこととして、このガイドラインに書いていないような方法でやった方が円滑に進むという場合には、その方法をとることも妨げない。こういう意味でございます。

Ｃ委員 それはあくまでも法律、基本方針にのっとったＰＦＩ事業だということということですね。

事務局 ええ。のっとった上でというのは大前提で、その文章に書いてあるとおりです。

西野部会長 その辺はよく考えて相談しましてなっております、その上で柔軟性を与えている。法と基本方針はちゃんと守っていただくということにしております。

Ａ専門委員 今のところなんですけれども、御趣旨は分かるのですが、「ＰＦＩ事業を円滑に実施するため、本ガイドラインに沿った考え方、方法等によらずにＰＦＩ事業を実施することを妨げるものではない」というのは、ある意味では親切に言っているんですけれども、ちょっと素直に読むと違うんじゃないかなと。これはＰＦＩ実施プロセスに対するガイドラインということで話をしているわけですから、それを説明する前に、中身を読む前に、前文で本ガイドラインに沿った考え方、方法等によらずにということ、あえてここで言わなくちゃならないのかなと。逆に読んだ方は混乱するんじゃないのか。他もいいんだというような感じですね。それは第一印象として感じたことを申し上げました。

それから私の質問なんです、その上に「国以外の者が」という「者」という言葉を使っているんですが、なぜここで「者」という言葉が使われたのか御説明いただきたいんです。

事務局 「国以外の者」としては、地方公共団体、それから公共法人、そういうものを受けてここでは「者」というふうに書いております。基本方針でも「者」ということで受けていたと思います。

それから最初の方の御指摘については、ここで言いたかったのは、ガイドラインはあくまで暫定的なものであって、そのガイドラインの方法によらずにやった方がいいというものが出てくるだろう。そういうことを念頭に置いて円滑に実施するときに、そういうことが妨げにならないようにということで注書きとして書いたものなんですけれども。

Ａ専門委員 ただ、大部分がかなり原理原則的なことを書かれているので、そこから逸脱しちゃうような感じをちょっと受けるんですけれども、そんなことはないんですかね。

西野部会長 ちょっと御意見を伺いたい。例えば、今のご指摘の部分を除いてしまうというのがいいとしますと、その前の「基本方針にのっとった上で、本ガイドラインに沿って事業を実施することが望ましい」というのを少し柔らかくしまして、このところは非

常に役に立つとか、そういうふうな表現を考えることにしてとると。そういうふうに聞こえるんですが、いかがですか。

I 委員 ガイドラインを決めるとただでさえ忠実に聞くというのが今までの通例ですので、これぐらい言ってあげた方がいいのではないかという感じが私はします。

西野部会長 国がこういうものをつくると、そういうふうに皆さんも自由度があっても、自由度じゃなしに金科玉条になってしまうと。

I 委員 あくまでガイドラインでございますので、どうぞ柔軟に新しい発想をもってやってくださいということ。これぐらい言っても、ガイドラインどおりに全部なさるんじゃないかという感じがします。

西野部会長 私もそういう話を、中央でやっているときには物事はちゃんと分かってくれるんですが、だんだん離れていきますとひとり歩きしまして、自由にやってもいいと書いてあっても、なかなかというのは聞いておりますので、いかがですか。

E 専門委員 「方法等によらずに」というふうに最後のところにあるので、そこは多分引っかかるので、要は何らの工夫をしてもいいよというニュアンスだと思うんです。ですから、そこだけ工夫があればと思います。

西野部会長 その辺のニュアンスを勘案させていただいて、一応こういう案をもとに作っていくことにいたします。

F 専門委員 これは誰の名前で出すのか、それから基本方針の第5項の基本的な事項の推進委員会の役割に基づいて出すということにするのか、そこはどうですか。

事務局 これは法律を見ていただきたいと思いますが、法律では推進委員会の仕事の中で、第21条第2項のところでは調査審議するとありますので、調査審議をいただいた結果ということになると思います。現実には、基本方針も内閣総理大臣が決めておりますけれども、そういうことを受けて何らかの形で、実効性を高めるために各省で何かを決めるといような形が一番望ましいのではないかというふうに思っております。

それから先ほどの「者」ですけれども、基本方針の中で、例えば、お手元のパンフレットの34ページの漢数字の二の1番目で国というときに、「何々に掲げる者をいう」とか、あるいは35ページの上から4行目ぐらいの2のところでは「何々に掲げる者をいう」ということで、こういうふうに一応「者」ということで受けておりますので、ここでも「者」という表現を使わせていただきました。

西野部会長 これから先の話になるんですが、まず本日の議論を踏まえまして、各ワーキンググループにおきまして、必要に応じてたたき台の案をさらに詰めていただきたいということは、よろしく願いいたします。

たたき台の案が各ワーキンググループでまとまりますと、それを公表して一般の方々からの意見を募集する前に、関係省庁に意見を聞く必要があると考えております。たたき台案の関係省庁協議については、ワーキンググループの段階で多少文言の修正があるにしても、もしできれば私と山内部会長にお任せさせていただいて、固まった段階で意見照会させてい

ただきたいと思いますが、御了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。各関係省庁からの意見の内容によってはワーキンググループへの報告とか、ワーキンググループでの再検討が必要かと思われませんが、その程度に応じて再度合同部会を開催いたしまして、たたき台を受けて、それを公開の意見募集に付していく、そういう手続にいたしたいと思います。

それでは、委員の方々によろしくワーキンググループでの仕事をお願いしたいと思いません。

本日の議題はこれで終わりですが、会議終了後、総理府PFI推進室の阿部参事官から記者会見を行っていただきます。

本日は私の不手際で7時終了の予定が8時15分になりまして申しわけございません。これをもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。